

平成 19 年度

潮来市立図書館概要

ITAKO PUBLIC LIBRARY



潮来市立図書館

〒311-2436 茨城県潮来市牛堀289

TEL 0299-80-3311

FAX 0299-64-5880

E-mail : lib@itako.ed.jp

URL : <https://lib.itako.ed.jp/> (PC)

<https://lib.itako.ed.jp/i/ihome.html> (携帯)

図書館概要 目次

1、潮来市の概況	1
2、運営方針	2
3、図書館の紹介	4
(1) 沿革・施設の概要	4
(2) 館内施設	9
(3) 配架図	11
4、業務概要	12
(1) 図書館組織	12
(2) 利用案内	13
(3) 所蔵資料	15
(4) 雑誌・新聞一覧	16
5、平成19年度 事業計画	18
6、平成18年度 事業報告	20
7、図書館統計	25
・ 予算 ・ 統計 ・ 指標	25
・ 月別利用状況	26
・ 利用者別貸出統計表	28
・ 登録者統計表	30
・ 広域利用者登録人数	30
・ 登録地区別貸出冊数	31
・ 相互貸借統計表	32
・ ベストリーダー（貸出回数一覧表）	33
・ 団体別貸出冊数	35
・ 公民館図書室統計	36
8、図書館協議会	37
9、ボランティア活動状況	38
10、アンケート	38
11、視察見学等状況	40
12、集会施設の利用状況	41
13、参考資料	
・ 潮来市立図書館の設置及び管理に関する条例	45
・ 潮来市立図書館管理運営規則	47
・ 潮来市立図書館協議会規則	53
・ 潮来市立図書館名誉館長規程	53
・ 潮来市立図書館資料収集方針	54
・ 潮来市立図書館ボランティア要綱	57
・ 図書館法	59
・ 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	62

1. 潮来市の概況

■位置と地勢



潮来市は茨城県東南部に位置し、北は行方市、南は神栖市、東は鹿嶋市、西は千葉県香取市に面しています。位置は、おおむね東経140°30'から140°36'で、北緯35°54'から35°59'にあり、面積は、68.35k㎡です。

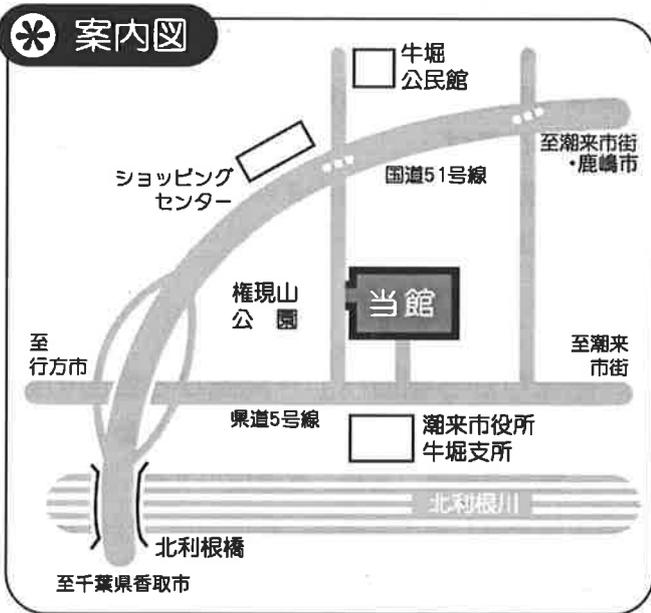
東西が約12km、南北が13kmにあり、北部には海拔約30mから40mの行方大地が南北に続いています。東部は北浦に面し、西部は霞ヶ浦と北利根川、南部は外浪逆浦というように、水辺に囲まれた自然豊かなまちです。

気候は、四季を通じて穏やかで、夏涼しく冬穏やかな海洋性の気候となっています。

■潮来市の沿革

明治4年の廃藩置県によって現在の茨城県内に15の県ができ、水戸藩から新治県の所管となりました。明治8年には、茨城県、新治県と千葉県の一部が統合されて茨城県ができ、同11年には行方郡となりました。明治22年の町村制実施により、潮来村が大洲村と合併して潮来町として発足し、牛堀、永山、堀之内、茂木、清水の各村を大字とした香澄村と、島須、上戸の両村をそれぞれ大字とした八代村が組織されました。その後、農地改革、戦後の経済復興を経て、昭和28年の町村

合併促進法に基づき、昭和30年に潮来町、津知村、延方村、大生原村の1町3村が合併して潮来町が誕生し、香澄村、八代村の両村が合併して牛堀村となり、さらに同年町制が施行されて牛堀町となりました。そして、平成13年4月1日、潮来町と牛堀町が合併して新潮来町となり、同日付けで市制を施行し、潮来市となりました。



2.運営方針

1. はじめに一運営方針

図書館は、国民の知る権利を保障する重要な社会的基盤として位置付けられる機関です。

情報化社会といわれる今日、多くの人が必要な知識・情報を入手し、生涯を通じて学びながら、楽しく心豊かな生活を送ることを求めています。図書館は、こうした要求に応じて人間の向上心や知的好奇心を満たし、市民に心の充足感を与えることを目標とします。

さらに、市民が日常的に図書館を利用することによって、さまざまな知識と情報を共有することで個々の生活の向上につながり、市民自身による豊かな市民社会の形成や文化の創造に貢献することになります。このような意味で、効果的な図書館運営に努めます。

2. サービスの基本原則

・本と人が出会うサービスの4つの広場づくりをめざして

① 知識のひろば

「市民が必要とする資料を提供できる」環境づくり

② 情報のひろば

市民と資料の橋渡しをする「レファレンス・サービス(調べものの支援や相談)の役割

③ 文化のひろば

地域(市民)の文化活動を支援したり、文化事業を開催し、地域文化を育む

④ 地域のひろば

市民の憩いの場、くつろぎの場、交流の場。人が集まり、人と人が交流できる「地域のひろば」のような環境づくり。

3. 「始まりから創造へ」—開館から当面の館運営の目標

① 当市の特徴を生かした「潮来の特色」書架コーナーの充実に努める。

—郷土の作家、芸術、水環境の文献、郷土資料の収集に努める。

② 市役所をはじめ公共機関に呼びかけ、行政資料の収集に努める。

～参考資料室の設置に向けて～

収集対象：潮来市内での発行資料／市に関する記述資料／市に影響を与える資料／行政サービスや市民生活の充実度を客観的に捉え、評価する比較資料。

主な収集資料：①行政作成資料②民間出版の地方自治資料③住民資料④新聞記事⑤行政・地方自治関係雑誌等

③ 6つの地区公民館や学校図書館との連携、相互協力の推進を図る。

④ リクエストも参考にして、広い視野から図書資料を選書して、計画的かつ利用効果のある資料収集に努める。

⑤ 利用者登録を推進し、「愛される図書館」定着のため、館日より『クローバー』の月1回の発行をはじめ、ホームページや市広報など、広報媒体を広く活用し、宣伝活動に努める。

⑥ 図書館ボランティアを積極的に募集し、市民との協働を進める。

⑦ 読書会や聞き語り会などを開催して、各年齢層にわたる読書団体の育成に努める。

⑧ 先進館に学ぶ。—— 県立図書館をはじめ県内外の公立図書館から学び、併せて連携を強化し、当市の個性ある図書館づくりを創造する。

⑨ 近年の全国内及び当市内の読書活動の現状を把握し、平成20年度内に「潮来市子供読書活動推進計画」を策定する。

⑩ 図書館スタッフの朗読、読み聞かせ、接客、レファレンス力向上等の研修を実施し、「目に見えないサービス力の向上」に努める。

⑪ 毎月「図書館がすすめる本」をテーマに設け、利用拡大を図る。

⑫ 年度ごとに図書館サービス指標(目標)を立て、年度末に利用統計と利用満足度(調査結果)により、客観的な図書館サービスの評価をすることで事業立案に反映させる。

3.潮来市立図書館の紹介

(1)沿革

【沿革】

平成13年 4月 1日 潮来市誕生

【茨城県新市町村づくり支援事業の検討経緯（平成9年2月潮来・牛堀広域事務研究会～）】

合併協議会や公共施設整備検討委員会、庁舎検討委員会などの市民参画の中で、美術館構想や新庁舎を複合した文化ホール事業などと共に検討が進められ、最終的には、意向調査等における市民要望の高さ、小学校跡地の有効利用、さらには牛堀地区市街地の活性化などから図書館に決定された。

平成15年 6月 3日 合併記念事業として図書館建設を正式決定
(茨城県新市町村づくり支援事業の活用により整備)

11月28日 「潮来市立図書館整備委員会」設置

平成16年 3月25日 『潮来市立図書館基本計画』の策定

5月 8日 基本・実施設計に着手

12月24日 建設工事に着手(起工式)

12月28日 「潮来市立図書館資料選定委員会」設置

平成17年11月30日 建設工事完了

12月12日 潮来市立図書館の設置及び管理に関する条例の制定

12月22日 潮来市立図書館管理運営規則の制定

平成18年 3月15日 開館準備のため事務室使用開始

5月23日 開館記念式典

5月27日 開館(県内52番目の図書館として利用開始)

9月23日 貸出冊数10万冊達成

【図書館整備にあたっての考え方】

(1) 潮来市の市制施行5周年の記念事業としての整備事業

(平成13年4月1日潮来町と牛堀町が合併)

・人口総数 31,478人(男15,566人 女15,912人)

・世帯数 10,446世帯 《平成18年3月1日現在》

(2) 総合計画などの市民アンケート結果で最も要望が多かった事業を選択した。

(3) 資産の有効活用として廃校した旧牛堀第1小学校の校舎を活用した。

(平成16年3月31日に旧牛堀町立小学校3校を統廃合して1校にした)

(4) 牛堀地区周辺の活性化対策の一役を担う性格も有している。

(5) 茨城県新市町村づくり支援事業(県補助事業)の有効活用。

(6) 人や文化の交流を育む新たな拠点「本のひろば(ブックフォーラム)」として整備する。=新たな生涯学習の拠点づくり

【施設の概要】

1. 施設名称・規模等

(1) 施設名 潮来市立図書館 (2) 開館日 平成18年5月27日(土)

(3) 位置 潮来市牛堀289番地 (4) 電話番号 0299-80-3311

FAX 0299-64-5880 E-mail:lib@itako.ed.jp

URL : https://lib.itako.ed.jp/ (PC)

: https://lib.itako.ed.jp/i/ihome.html (携帯)

(5) 施設規模

①総事業費	1,005,481千円
工事期間	平成16年12月～平成18年3月
②敷地面積	11,771㎡
③建築面積	2,585㎡
④延床面積	3,556㎡/利用スペース (既存棟部分2,255㎡・増築部分1,301㎡)
⑤構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
⑥収容可能数	186,000冊
開架収容数	図書 96,000冊・視聴覚資料5,000タイトル
閉架収容数	図書/視聴覚資料 90,000冊
⑦駐車台数	68台(障害者用3台) 駐輪台数30台

(6) 施設内容

(1階)

- 1) 開架・閲覧スペース《利用者に書籍やAV資料などで情報や知識を提供する。》
 - ①開架スペース(一般書・児童書・ユース〈青少年〉・郷土資料・新聞雑誌など)
 - ②視聴覚ブース(視覚用ブース6台・聴覚用2台)
 - ③インターネットコーナー
 - ・インターネット用パソコン5台
 - ・データベース用パソコン(レファレンス情報検索・インターネットも可)2台
 - ・朝日新聞『聞蔵Ⅱ』、茨城新聞
 - ④サービスカウンター/貸出/返却/レファレンス(本の相談)
 - ⑤乳児用トイレ・多目的トイレ(オストメイト/ベビーベッド/ベビーチェア)
 - ⑥授乳室兼対面朗読室
 - ⑦自動貸出機1台・蔵書検索機3台・貸出用パソコン5台・拡大読書機1台
- 2) 導入・休憩スペース《利用者へ図書館情報や身近な地域情報を提供する。》
 - ①エントランスホール、休憩コーナー、自動販売機コーナー
- 3) 管理・保存・整理スペース《図書館の管理及び資料の整理・保存をする。》
 - ①閉架書庫
 - ②事務室・応接室・図書作業室
 - ③スタッフルーミング

(2階)

- 4) 集会・展示スペース《展示やイベントなどを通じて市民交流の場を提供する。》
 - ①視聴覚室(50人利用可能)
 - ②スタディールーム(学習室/70人利用可能)
 - ③ボランティア室兼お話の部屋(30人利用可能)
 - ④集会室 2室(集会室1 20人/集会室2 30人)
 - ⑤多目的トイレ(ベビーベッド/ベビーチェア)・男女トイレ
 - ⑥郷土史料展示室・郷土資料整理作業室・収蔵室
- 5) 屋外スペース
 - ①駐車場、駐輪場、小型風力発電設備
 - ②憩いの場 : ウッドデッキ、広場(芝生)、中庭

2. 施設の特徴

- (1) 子ども向け・青少年向けの図書資料の充実を図った。
——「潮来市子供読書活動推進計画(策定中)」の実現と文字、活字文化の振興

- (2) 既存棟(校舎)に増築を施し、開架スペースを1階部分にまとめ、自然光を多く取り入れ、開放的な空間とした。
- (3) 書架は、棚板を自在性、互換性を持たせ、床に固定して耐震性能も確保した。書架高も低めにして本を自由に手に取れる空間を確保した。
- (4) 子ども達のため、「幼児童コーナー(フローリング床)」、「お話の部屋」、「児童用トイレ」、一般利用者には書架周囲に「アルコープ(読む溜まり場)」を設置した。机・イスは子ども用、大人用と使い易くした。
- (5) 親子づれ利用者のため、「対面朗読室兼授乳室」や「オストメイト付き多目的トイレ」、「幼児トイレ」を設置した。
- (6) バリアフリーを重視した施設づくり
多目的トイレ3カ所(1階2カ所、2階1カ所)、通路幅、点字ブロック、エレベーター、段差のない室内、スロープの設置(高低差2.56m/全長22.3m/勾配率5.6%)、読書拡大器(鏡)や車いす・ベビーカーの常備。
- (7) 生涯学習や子育て支援の場として郷土史料展示室、ボランティア室(兼お話の部屋)の設置、集会室2室を多目的に利用する。
- (8) ICタグシステムの採用(県内3例目)
・カウンターによる貸出を容易にして、無人自動貸出機の利用も可能にして、プライバシー保護も確保。
・図書館の主幹的業務である「図書資料の選書」や「レファレンス(本の相談)」の充実につながり、利用者サービスの向上を図れる。
- (9) フリーアクセス工法の導入
・効率的な暖冷房を行うため、床下空調を採用した。
・コンピューターシステムや電気設備等を床下配線として修理や配線追加などを容易にできる。
- (10) 屋外にエコエネルギー教材を兼ねて小型風力発電機(太陽光発電兼備の蓄電型)を設置して、発電した電力で外灯7基を点灯。

【図書館の業務形態】

一部業務委託方式をプロポーザルで導入

業務体系: 12人体制 統括責任1/奉仕主任1/奉仕責任1/奉仕副責任2/奉仕・配架スタッフ7

- (1) 市職員配置——施設、コンピューターシステム管理・予算管理・事業、広報計画・選書、除籍(合議)など。
- (2) 委託内容 ——図書館奉仕サービス(カウンター業務・レファレンス・書架整理・選書、除籍、読書推進事業などを担当。)

【開館時の図書資料の蔵書】

①図書	100,259冊
一般書	81,816冊
児童書	18,443冊
②視聴覚資料	3,773タイトル
DVD・ビデオ	1,955点
CD	1,818点
③その他の図書資料	
雑誌	202タイトル
新聞	21紙

【開館時間・休館日】

①開館日及び開館時間

- ・火・水・木・土・日・祝日 午前10:00~午後7:00
- ・金曜日 午後 1:00~午後7:00
- ・開館日数 年間285日

②休館日

- ・毎週月曜日
- ・年末年始(12/29~1/3)
- ・第3水曜日(館内、図書整理日)
- ・特別整理日(年間10日以内)

【事業内容(サービス内容)】

①個人資料貸出しサービス(図書資料貸出し内容)

資料名	貸出冊数	貸出期間	貸出対象
図書	8冊以内	15日以内	(市内) 在住者、在学者、在勤者
視聴覚資料	2点以内	8日以内	(市外) 行方市、鹿嶋市、神栖市
雑誌	2点(新刊不可)	15日以内	銚田市、稲敷市、香取市

②団体貸出しサービス

学校や幼稚園、保育所、団体など団体単位ごとに利用カードを作成して、登録人数に応じて最大500冊まで貸出しする。

③配送貸出しサービス

(身体障害者福祉法第15条適用) 障害1級から4級までの者とし、肢体不自由下肢障害者においては1級から6級までの者で配送による以外に図書館利用が困難である利用者を対象。

本人などの要請に応じて、自宅に図書を配送貸出するサービスの提供。

④レファレンス(本などの相談や資料検索などの援助)

⑤読み聞かせ事業

毎週土曜日にボランティアや図書館職員による子供たちへの「お話会」の開催

⑥上映会事業

著作権処理された図書館所有のものを上映する(ミニシアター)

⑦相互貸借事業

国会・県立図書館をはじめ県内及び県外の図書館と相互に貸借する事業。

⑧ハンディキャップ者等の補助

ハンディキャップ者への対面朗読の実施、館内の案内、車いす館内貸出等を行う。

⑨図書館(奉仕)ボランティアの育成事業

図書資料の整理、配架、補修などの奉仕活動をしていただく市民を公募する。

⑩ネットワーク事業(インターネット予約、閲覧関係及びホームページ関連)

- ・国会図書館や茨城県立図書館等とネットワークでつなぎ、市民へ情報を提供。
- ・パソコン及び携帯電話からの資料の予約(一部制限あり)や蔵書閲覧可能。
- ・ホームページで「新着案内」や「人気があり広く読まれている図書などの紹介」や「本の相談」等を行う。

⑪ノートPCの館内貸与事業

⑫2階に郷土史料コーナー(郷土史料展示室・郷土資料整理作業室・収蔵室)を設け、施設利用を拡大した。

⑬集会室2を市民利用とともに子育て支援事業(週1回)に開放する。

学習コーナーの常時開放とあわせ、集会室1を「無音・静寂の部屋」と名付け、土、日曜日や夏冬休み期間に開放する。

⑭さまざまな読書推進事業や文化・集会・展示・発表の事業を行うとともに、市民の自主活動を支援する。

【将来、市民ニーズやサービス評価、館界の動向を把握して段階的に検討、計画する事業】

①学校図書室（館）への支援活動

- ・ブックトーク事業
定期的に司書を派遣して、児童、生徒へ「読んでほしい本」を紹介して、本の面白さや素晴らしさを伝える事業。
- ・司書を派遣して、出前レファレンスにより、児童、生徒、教諭を支援する。
- ・図書館と学校図書室（館）間で図書相互支援システムを構築する。（現在は、学校の常備パソコンにより図書館ホームページで蔵書検索等を対応しており、貸出方法は団体貸出で可能。）

②ブックスタート事業

- 親と赤ちゃんを対象に絵本を通じての親子の触れあい事業、
- ・乳幼児検診等に出向く図書館スタッフ等による読み聞かせ事業。（18年度から市立保健センターで出前読み聞かせを実施中）
- ・赤ちゃんが生まれた方に絵本をプレゼント。

③デジタルライブラリー事業

貴重本などの表紙や内容を一部データ化し、ホームページ上で市民の方々へ紹介する事業。

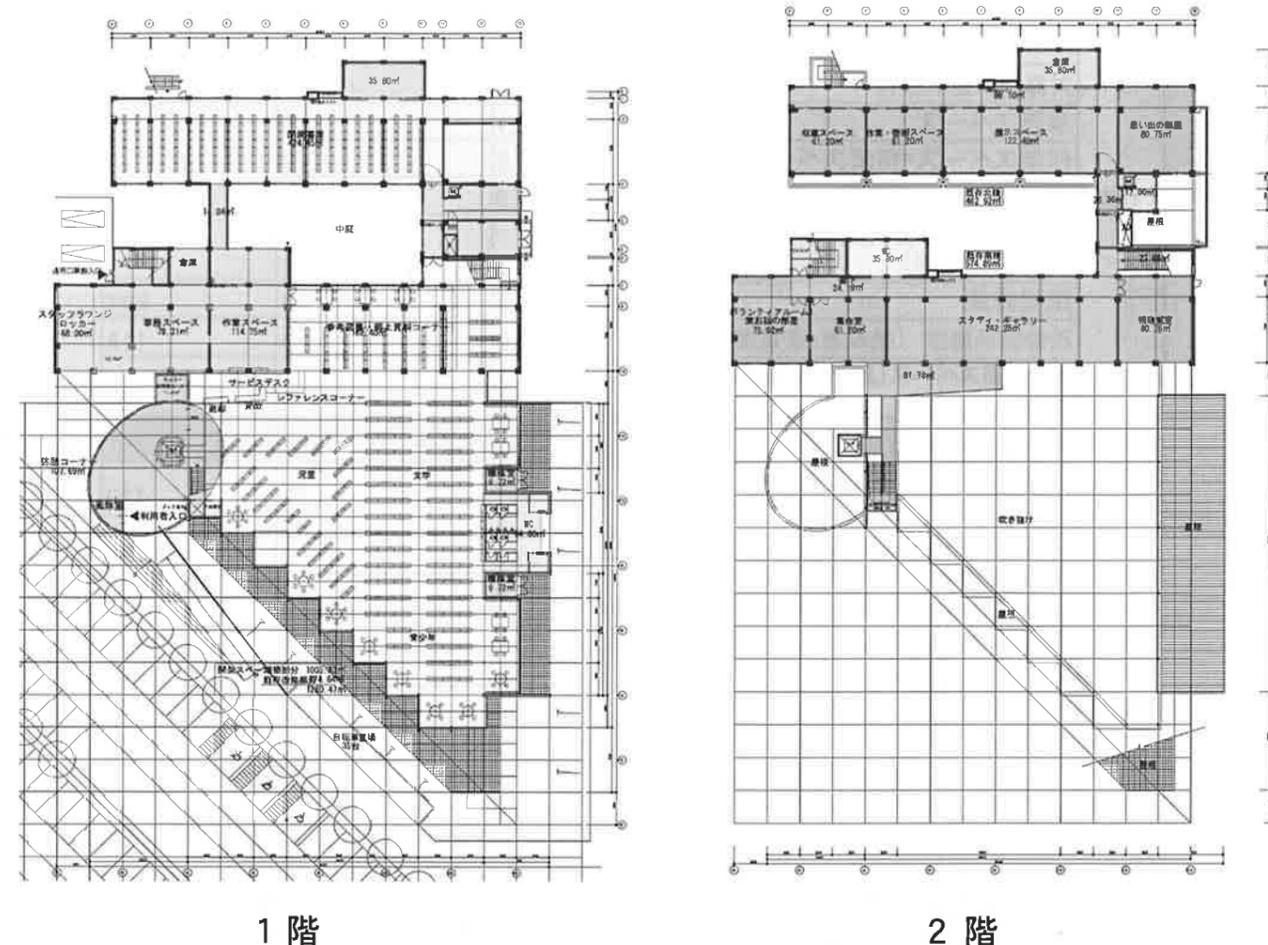
④ビジネス支援（商用データベース）事業

情報の発信基地として就職活動や起業活動の場合、または、経済・経営に関する情報、市民生活を支援する情報等を「本」、「視聴覚」、「データ等」で紹介する事業。（18年度から支援図書紹介は実施中）

⑤既存の公民館図書室を活用した分館（機能）の整備。

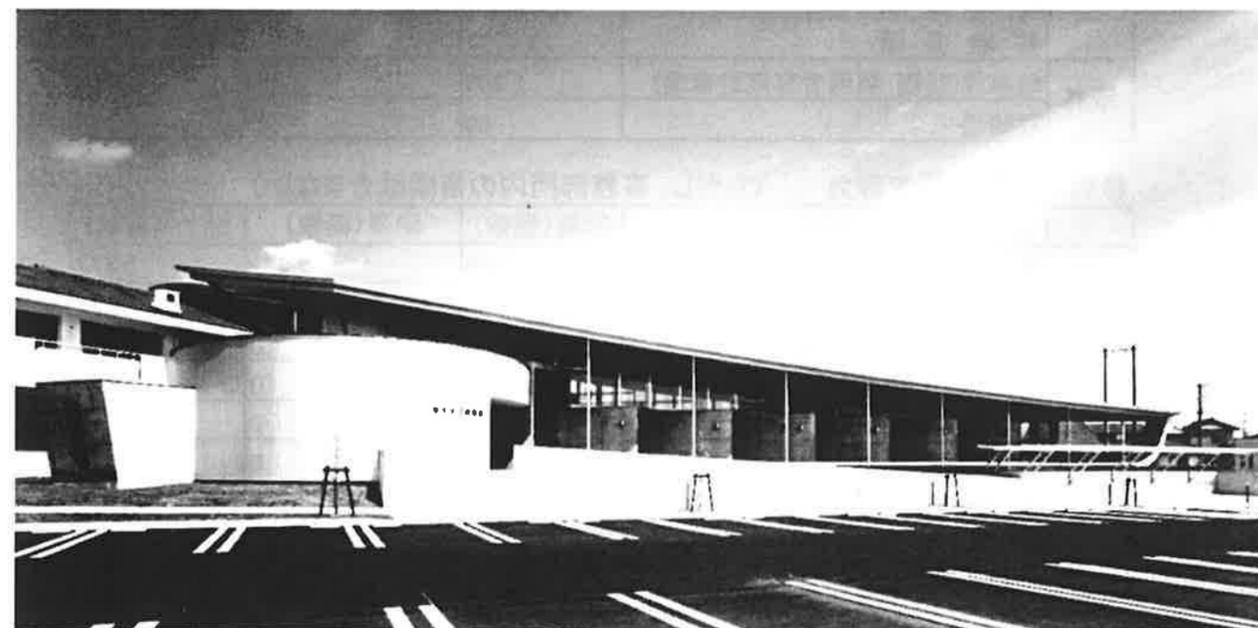
市立図書館の蔵書を充実させたのちに、収集した図書を公民館図書室に随時供給していく。併せて公民館での貸出を可能としていく。市民ニーズや費用対効果によっては図書相互支援システム導入も検討する。
（19年度に複本1,348冊を供給済）

(2)館内施設



1階

2階



図書館外観

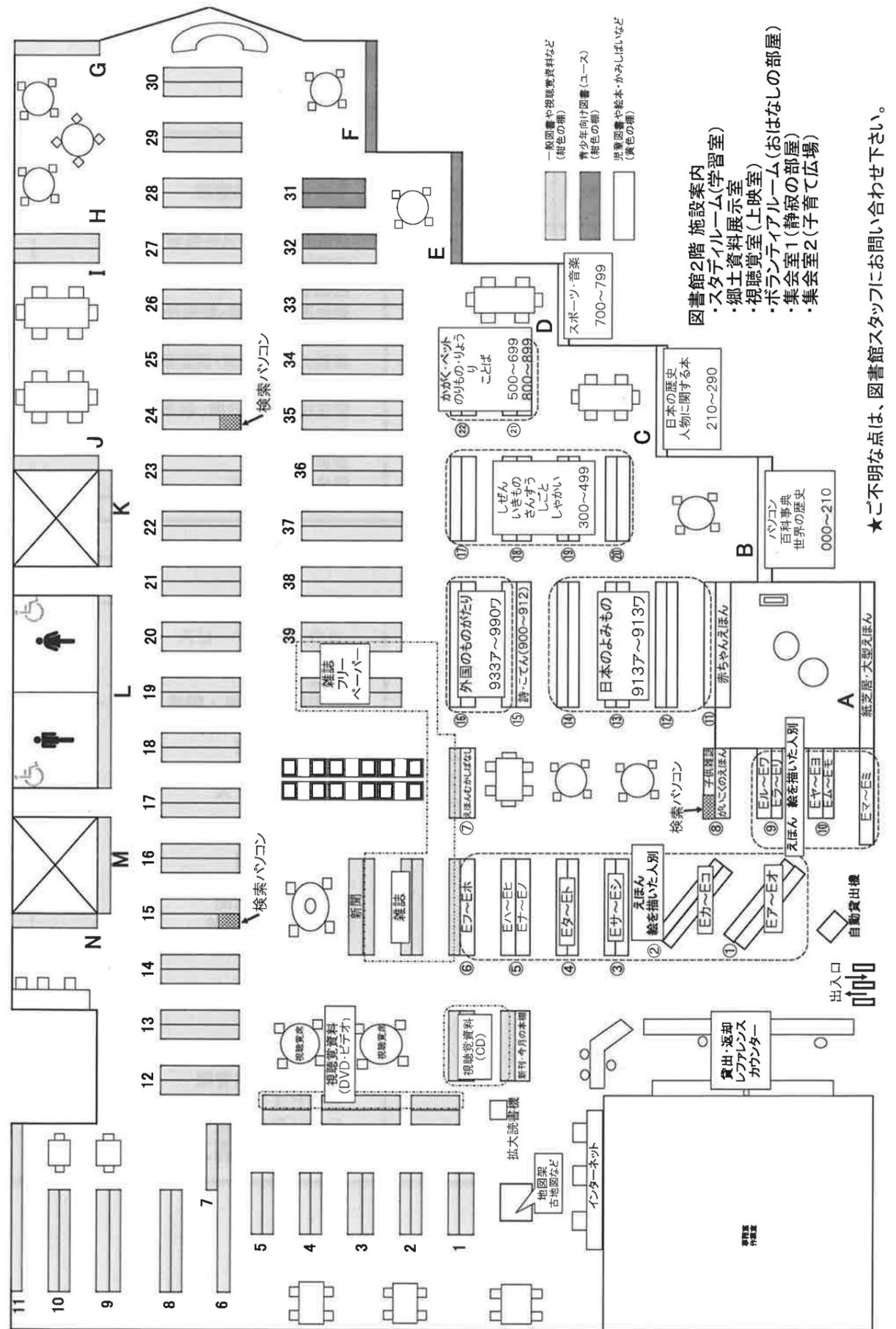
●潮来市立図書館施設部門別面積・利用者用座席数

	部屋名及びスペース	面積 m ²	座席数又は台数	面積計 m ²
1階	エントランスホール・休憩コーナー	121.7	12	122
	開架閲覧・レファレンススペース	1,279.8	132	1,280
	対面朗読室兼授乳スペース	13.7	2	14
	事務スペース	79.1	8	
	作業スペース・荷解スペース	97.9	9	
	応接室	17.9	4	248
	その他事務管理諸室(スタッフラウンジ・更衣室・倉庫等)	52.8	8	
	閉架書庫	346.5	0	346
	設備関係諸室(機械室・変電室)	118.0	0	118
	1階共用スペース(廊下・倉庫・階段・WC等)	224.5	0	224
	1階部分延床面積	2,351.9	175	2,352
2階	集会室1	56.4	20	137
	集会室2	80.8	30	137
	ボランティア室兼お話の部屋	61.2	8	61
	学習コーナー・ギャラリー	331.4	72	331
	視聴覚室	81.9	50	82
	郷土資料展示室	285.5	0	286
	作業・整理室	61.0	8	61
	収蔵室	61.0	0	61
	2階共用スペース(廊下、通路・倉庫・WC・テラス等)	168.1	0	168
	2階部分延床面積	1,187.3	188	1,187
	R階部分延床面積	16.6	0	17
全体(延床面積)	3,556	363	3,556	
屋外	建築面積	2,585	0	2,585
	敷地面積	11,771	0	11,771
	駐車場(西側:利用者専用駐車場)	2,209	68	2,209
	駐輪場	60	30	60

●利用者用書架収容力 (ただし、事務部門内の書架は含まない)

	書架名	開架(棚数)	閉架(棚数)	計(棚数)
書架棚数	普通書架	3,045	2,232	5,277
	うち参考図書	136	0	136
	うち郷土行政資料	100	0	100
	うち児童図書	559	0	559
	うち雑誌架	10	0	10
	うち新聞架	56	0	56
	積層書架		0	0
集密書架		0	0	
	合計	3,045	2,232	5,277

(3) 潮来市立図書館 1階 配架図



★ご不明な点は、図書館スタッフにお問い合わせ下さい。

4. 業務概要

(1) 潮来市立図書館の組織(平成19年4月1日現在)

名誉館長 (水郷潮来大使・元NHK会長 市名誉市民)	海老沢 勝 二	庶務・管理事務 予算管理・物品管理 施設、設備の管理 システム、ブース等機器管理 広報宣伝 危機管理 資料選定、除籍・整理保存 寄贈、寄託 事業の企画立案・調査研究 利用統計 関連機関との連携、調整 図書館ボランティア 督促事務 研修・文書管理
館長(教育次長兼務)	小 沢 昭 治	
事務局 長	志 村 俊 男	
図書館グループ主任係長	船 倉 とし子	
図書館グループ係長	堀 内 道 子	
潮来市図書館協議会 委員10名		

業務委託		奉仕サービス事務 カウンターサービス リクエスト システム 資料別事務(配架・閉架・装備・修理) 資料選書リスト案 ・一般図書 ・児童図書 ・コミックス ・洋書 ・郷土資料、行政資料 ・受贈図書 ・CD・映像資料 ・雑誌・新聞 施設管理業務全般 施設施設、書架等清掃 館内案内 その他 特定事務 おはなし会 映画上映会 ICTタグ品質管理 サービスデスク管理 リサイクル事務 企画事業の実施
統括責任者	1名(司書有資格)	
奉仕主任	1名(司書有資格)	
奉仕責任者	1名(司書有資格)	
奉仕副責任者	2名(司書有資格2名)	
奉仕スタッフ	7名(司書有資格6名)	

(2) 潮来市立図書館 利用案内

◆利用できる方は

- ・市内に住んでいる方、通勤・通学している方ならどなたでも利用できます。
- ・市外は、行方市、鹿嶋市、神栖市、銚田市、稲敷市、香取市在住の方を対象としています。
- ・図書館の利用は無料です。

◆はじめて資料を借りるには

- ・本やビデオ、DVD、CDなどを借りる時は、図書館利用カードが必要です。図書利用申込書に、必要事項を記入の上、住所の確認できるもの(保険証や運転免許証など)を添えて、カウンターにお出しください。その場で図書利用カードを発行します。

◆借りるときは

- ・借りたい本、ビデオ、DVD、CDなどを、図書利用カードといっしょにカウンターにお出しください。
- ・自動貸出機もありますのでご利用ください。

種 類	貸出数	貸出期間
図 書	8点以内	15日以内
雑 誌	2点以内	
CD,ビデ オ,DVD	2点以内	8日以内

※館内シールのはられた資料と最新号の雑誌は館内でご覧下さい。

◆返すときは

- ・カウンターにお返しください。図書利用カードはいりません。
- ・返却日(図書館に返す日)を守ってください。
- ・図書館が閉まっているときは、ブックポスト(入口右側)に入れてください。ただし、紙芝居、ビデオ、DVD、CDはこわれやすいので直接カウンターにお返しください。

◆さがすときは

- ・本は内容別にならんでいます。
- ・館内にある検索用パソコンで、自分でさがすことができます。使い方がわからないとき、見つからないときは、お気軽に職員におたずねください。

◆さがしている本がないときは

- ・リクエストカードに必要事項を記入して、カウンターにお出しください。
- ・貸出中の本は返却され次第お貸ししますので予約してください。
- ・図書館にない本は、他の図書館から借りるなどしてお貸しします。

(3)所蔵資料

◆調べものをするためには(レファレンス)

- レファレンスとは、図書館職員が、利用者の皆さんの調査、研究に必要な資料を紹介したり、情報を探しだすお手伝いをするサービスです。詳しくは相談(レファレンス)カウンターにご相談ください。

◆コピー

- 図書館の本や雑誌にかぎり実費でコピーできます。申込書に必要事項を記入のうえ、カウンターにお申込ください。著作権法の範囲内でコピーをいたします。コピーは有料です。

◆インターネット

- 館内にあるパソコンで、インターネットからの情報検索ができます。
- 利用したい方は、申込書に必要事項を記入の上、図書利用カードといっしょにカウンターにお出してください。利用は1人1回30分までです。
- ノートパソコンの貸出も行っています。ご利用は図書館内に限ります。

◆館内視聴

- ビデオ、DVD、CDは貸出のほか、館内で視聴もできます。
- 利用したい方は、申込書に必要事項を記入の上、カウンターに図書利用カードを添えて、お申込ください。

◆その他

- 図書館の資料は、みんなのものです。借りた本やビデオ、CDをなくしたり、こわしたりしたときは、同等のものを弁償していただく場合があります。大事にしてください。
- 図書利用カードは、再発行の場合、実費負担です。
- 新刊の購入希望は、市内に住んでいる方、通学、通勤している方のみとなります。
- 図書館関係以外の会議室の使用は有料です。
- 館内での携帯電話、飲食、喫煙は禁止です。休憩コーナーに限り飲食ができます。ごみ箱はありませんので、責任を持ってお持ち帰りください。
- 車椅子の方や小さなお子さんをつれた方が利用できるトイレがあります。

◆開館時間

- 火、水、木、土、日曜日 午前10時～午後7時
- 金曜日 午後1時～午後7時

◆休館日

- 月曜日
- 第3水曜日(館内整理日)
- 年末年始(12月29日～1月3日)
- 特別整理期間(年1回10日以内)

図書等資料

1. 分類別図書

分類	購入		小計	寄贈		小計	合計	蔵書率(%)
	一般書	児童書		一般書	児童書			
0 総記	1,905	168	2,073	76	0	76	2,149	2.0
1 哲学	4,747	161	4,908	51	0	51	4,959	4.7
2 歴史	9,225	1,117	10,342	203	0	203	10,545	10.0
3 社会科学	10,425	1,413	11,838	243	0	243	12,081	11.4
4 自然科学	6,120	1,510	7,630	20	0	20	7,650	7.2
5 技術・工学	5,840	808	6,648	58	0	58	6,706	6.3
6 産業	2,884	442	3,326	34	0	34	3,360	3.2
7 芸術	10,329	886	11,215	174	0	174	11,389	10.8
8 言語	1,841	349	2,190	36	0	36	2,226	2.1
9 文学	17,313	6,490	23,803	495	34	529	24,332	23.0
C 紙芝居	0	537	537	0	0	0	537	0.5
E 絵本	0	5,143	5,143	0	50	50	5,193	4.9
F 日本小説	12,195	0	12,195	712	0	712	12,907	12.2
M コミック	1,194	0	1,194	611	0	611	1,805	1.7
購入図書受入合計	84,018	19,024	103,042	2,713	84	2,797	105,839	

図書種別数(冊数)	全蔵書数(冊数)	蔵書率(%)	貸出数(冊数)	貸出者数(人)	蔵書回転率(%)
一般書 86,731	105,839	81.9	107,752	42,336	1.2
児童書 19,108		18.1	70,047	25,461	3.7

2. 視聴覚資料

CDのジャンル別数

ジャンル	数
クラシック	クラシック 8
	交響曲 78
	管弦楽 38
	協奏曲 45
	器楽曲 67
	室内音楽 55
	歌劇 16
	声楽曲 10
小計	317
ポピュラー	ポピュラー(日本) 769
	演歌・歌謡曲 70
	ポピュラー(外国) 173
	ラテン 13
	ジャズ 39
	映画音楽 5
小計	1069
邦楽	日本民謡 94
小計	94
芸能文化	演芸 264
	朗読 26
小計	290
児童・教育	講演 88
その他	童謡 64
小計	152
合計	1,922

DVDのジャンル別数

ジャンル	数
娯楽	日本映画 194
	SF・ホラー 59
	アクション 113
	外国ドラマ 91
	アクション 22
	日本ドラマ 71
小計	550
教養	ドキュメンタリー 207
	ミュージカルダンス 6
	クラシック 31
	美術 77
	演劇・演芸 32
	球技・スポーツ 38
	教養 46
	自然科学 62
	歴史 216
	手話・実用 100
	語学 75
	家政・生活 11
小計	901
児童	アニメ 345
小計	345
合計	1,796

ビデオのジャンル別数

ジャンル	数
娯楽	アクション 13
	ドラマ 27
	レクリエーション 2
	娯楽 37
小計	79
教養	日本映画 51
	美術・演劇 22
	自然科学・歴史 42
	図書館関係 31
	社会科学 43
	ビデオ教材 22
	家政 38
小計	249
児童	アニメ 119
小計	119
合計	447

娯楽 合計 629
 教養 合計 1,105
 児童 合計 443

DVD・ビデオ 合計 2,243

視聴覚資料 合計 4,165

18年度購入分
 DVD・ビデオ 289
 CD 109

5. 平成 19年度事業計画

基本方針

4つの広場をめざして一知識・情報・文化・地域の広場

(1) 今月の本棚

4月 川端康成 5月 白桜忌(与謝野晶子) 6月 長新太 7月 鷗外忌
8月 石井 桃子 9月 遠藤周作 10月 三浦綾子 11月 憂国忌(三島由紀夫)
12月 蕪村忌 1月 藤沢 周平 2月 菜の花忌(司馬遼太郎)
3月 金子みすず

(2) 映画会

- ・ シネマテーク 一般成人を対象とした作品
毎週土・日曜日 15:00～ 祝祭日 15:00～
- ・ 子供映画会 児童・親子を対象とした作品
毎週土・日曜日 10:30～ 祝祭日 10:30～

(3) おはなし会

- 第2、第4土曜日 14:00～14:30 おはなし会ボランティア
- 第1、第3土曜日 14:00～14:30 図書館員
- ・ こども読書の日(4月21日(土))、ハローウィン、クリスマス拡大版
- ・ 英語絵本の読み聞かせ(5月20日(日))(8月26日(日))
(12月9日(日))・(2月)
- ・ 講談社ブックキャラバン(8月11日(土))

(4) 開館1周年“図書館に集まろう月間”《4月21日(土)～5月31日(木)》

銅版画展、朗読会、1日司書体験、読書すごろく、おはなし博士検定

(5) 夏休み特集

読書すごろく、おはなし博士検定、1日司書体験

(6) ブックトーク(えほんの読み聞かせと紹介)

保健センター 3歳児健診 4ヶ月児育児相談

(7) 読書集会(ブックフォーラム)

読書週間 テーマとなる図書 自由図書(おすすめの本の感想と紹介)

(8) ビジネス支援

6～9月就職活動支援、1年を通して求人ちらしをエントランスに置く

(9) リサイクルフェア(受贈図書のブックリサイクル)

寄付金は、社会福祉協議会へ寄贈

(10) 講演会・座談会・講座・講習・朗読会・展示会

- ・ 10月27日の文字活字文化の日、読書週間 10.27～11.9 にちなんで
藤井いづみ先生によるストーリーテリング 10月14日(日)
- ・ 森の工作教室 10月21日(日)
- ・ 県立図書館出前講座「おとうさん、おかあさんの読み聞かせ講座」
講師 有田 道子さん 11月10日(土)
- ・ 大人のための朗読会 11月18日(日)
- ・ サイエンスカフェ(科学座談会) 県科学技術振興財団事業 11月25日(日)
テーマ「花粉症の発生とその予防」(視聴覚室、カフェ会場集会室)
- ・ 県立図書館巡回展示会
県立図書館所蔵資料展予定

(11) クリスマス・ミニ・コンサート(エントランスホール) 12月22日(土)

(12) 文学散歩(佐倉市、国立歴史民俗博物館、川村記念美術館等) 3月

(13) 図書館ボランティアの募集

- ・ 7月号の広報誌に募集広告掲載、8月より活動開始
- | | |
|------------|----------|
| 19年度、36名 | |
| 資料配架、整理、装備 | 18名 |
| 読み聞かせ | 17名 |
| 環境美化 | 8名(重複あり) |
| その他イベント | 1名(重複あり) |

(14) 潮来市子供読書活動推進計画の策定

- ・ 策定作業 平成19年度～平成20年度
- ・ 計画期間 平成21年度から平成25年度までの5年間

(15) 図書館概要作成

(16) 公民館へ図書を供給(6月) 1,348冊

(17) その他

- ・ 蔵書点検 10月1日(月)～10月8日(月)
 - ・ 図書館協議会開催
- | | | |
|-----------|----------|----------------|
| 第1回会議 | 6月1日(金) | 事業計画等 |
| 第2回会議及び視察 | 10月6日(土) | 中間報告・浦安市立図書館視察 |
| 第3回会議 | 3月上旬 | 年間実績報告等 |

6. 平成18年度事業報告

事業報告

平成18年度

事業名	実施日・場所	備考
講演会 語り聞かせ 「お話の世界」	10月21日(土) おはなしの部屋	講師：藤井 いづみ氏 「やせたメンドリ」ほか 参加者 85名
文化講演会 市制施行5周年 文化協会設立30周年 図書館開館記念 共催	2月25日(日) 潮来公民館	テーマ「自然とともに」 講師：作家 立松 和平氏 参加者 300名
文学散歩 「永井路子ゆかりの街・古河」 文学館・博物館・美術館	3月17日(土) 古河市内	参加者 62名
クリスマス・ミニ・コンサート 弦楽四重奏 「モーツァルト生誕250年」	12月23日(土・祝) エントランスホール	演奏者：荒井智子と仲間たち 参加者 限定53名
おはなし会 (定期企画) 絵本・紙芝居の読み聞かせ	おはなしの部屋 毎週土曜日 午後2時～2時30分	図書館ボランティア ・ いたこおはなし会 ・ うしぼりおはなし会 (第2・第4土曜日) ・ 図書館スタッフ (第1・第3土曜日) 参加者 延べ938名(35回)
(特別企画) ハローウィン拡大版 「ハローウィンってなあに」 クリスマス拡大版 「よるくまクリスマスの まえのよる」ほか	10月28日(土) 12月23日(日・祝)	うしぼりおはなし会 参加者 45名 いたこおはなし会 うしぼりおはなし会 参加者 45名
ブックトーク (絵本の読み聞かせと紹介)	保健センター 3歳児健診(月1回) 4ヶ月育児相談(月1回)	20～30組の親子 20組程度の親子

事業名	実施日・場所	備考
映画会 シネマテーク (一般成人を対象とした作品)	視聴覚室 毎週土・日曜日 午後3時～	参加者 延べ434名(124回)
子供映画会 (児童・親子を対象とした作品)	毎週土・日曜日 午前10時30分～	参加者 延べ1,126名(90回)
今月の本棚 山内一豊と妻千代 桜桃忌(太宰 治) 河童忌(芥川 龍之介) 藤村忌(島崎 藤村) 賢治祭(宮沢 賢治) 芭蕉忌(松尾 芭蕉) 一葉忌(樋口一葉没後110年) 漱石忌(夏目漱石没後90年) 井上 靖 立松 和平(講演会関連) 永井 路子(文学散歩関連)	5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	開架に 「今月の本棚」コーナーを 設け、毎月作家とその蔵書作 品を紹介する。
読書集会(ブックフォーラム) 読書週間 テーマ図書 星野富広著「風の旅」 自由図書(おすすめの本)	11月3日(金・祝) 3月11日(日)	参加者 7名 参加者 8名
ビジネス支援 就職活動支援図書の紹介	9月～12月	
リサイクルフェア (寄贈図書のブックリサイクル)	9月23日(土)～ 10月1日(日) 3月3日(土)～ 3月9日(金)	1,652冊 1,841冊 寄付金8,974円は、社会福祉 協議会へ寄贈

おはなし会

月日	読み手	テーマ
5月27日	いたこお話し会 うしぼりお話し会	開館記念おはなし会
6月10日	いたこお話し会	雨
6月24日	うしぼりお話し会	ともだち
7月8日	いたこお話し会	七夕
7月22日	うしぼりお話し会	海の日
8月12日	いたこお話し会	いくさ
8月26日	うしぼりお話し会	なつやすみ
9月9日	いたこお話し会	災害
9月16日	図書館員	おとしより
9月23日	うしぼりお話し会	秋分の日
9月30日	図書館員	運動会
10月7日	図書館員	どんぐりやまとねこ
10月14日	いたこお話し会	おまつり
10月28日	うしぼりお話し会	ハロウィーン
11月4日	図書館員	いたこのむかし
11月11日	いたこお話し会	七五三
11月18日	図書館員	ちいさい秋
11月25日	うしぼりお話し会	勤労感謝の日
12月2日	図書館員	おたんじょうび
12月9日	図書館員	おくりもの
12月16日	図書館員	おそうじ
12月23日	いたこお話し会 うしぼりお話し会	クリスマス
1月6日	図書館員	十二支のはじまり
1月13日	いたこお話し会	おもち
1月20日	図書館員	冬
1月27日	うしぼりお話し会	雪
2月3日	図書館員	まめまき
2月10日	いたこお話し会	バレンタインデー
2月17日	図書館員	リサイクル
2月24日	うしぼりお話し会	うめ
3月3日	図書館員	ひなまつり
3月10日	いたこお話し会	耳
3月17日	図書館員	春分の日
3月24日	うしぼりお話し会	卒業



藤井いずみ氏「お話しの世界」 10/21(土)

上映会

図書館が所蔵する映像資料を活用し、利用者が楽しめる映画などを上映するとともに、図書館の利用促進を図る。幼児・児童向けを「こども映画会」とし、一般・勤労者向けを「シネマテーク」として上映する。

月日	内 容		
	10:30(こども映画会)	13:00(シネマテーク)	15:30(シネマテーク)
5月27日 土	ハリー・ポッターと賢者の石		鳥
5月28日 日	ハリー・ポッターと賢者の石	サボタージュ	ダイヤルMを廻せ!
6月3日 土	ポケットモンスター ミュウツーの逆襲		めまい
6月4日 日	ポケットモンスター ミュウツーの逆襲	三十九夜	サボタージュ
6月10日 土	映画ドラえもん のび太の恐竜		ダイヤルMを廻せ!
6月11日 日	映画ドラえもん のび太の恐竜	鳥	サイコ
6月17日 土	ベイブ		三十九夜
6月18日 日	ベイブ	サイコ	めまい
6月24日 土	トワイティーのフライング・アドベンチャー		戦艦ポチョムキン
6月25日 日	トワイティーのフライング・アドベンチャー	自転車泥棒	市民ケーン
7月1日 土	裸の王様		市民ケーン
7月2日 日	裸の王様	戦艦ポチョムキン	自転車泥棒
7月8日 土	ウルトラマンコスモス2 劇場版/ブループラネット		赤い波止場
7月9日 日	ウルトラマンコスモス2 劇場版/ブループラネット	嵐を呼ぶ男	太陽の季節
7月15日 土	ハリー・ポッターと秘密の部屋		嵐を呼ぶ男
7月16日 日	ハリー・ポッターと秘密の部屋	太陽の季節	赤い波止場
7月22日 土	ポケットモンスター 幻のポケモンルギア		白い巨塔
7月23日 日	ポケットモンスター 幻のポケモンルギア	羅生門	東京物語
7月29日 土	瞳のなかの少年 15少年漂流記		羅生門
7月30日 日	瞳のなかの少年 15少年漂流記	東京物語	白い巨塔
8月5日 土	はだしのゲン		火垂るの墓
8月6日 日	はだしのゲン	うなぎ	二十四の瞳
8月12日 土	アイアン・ジャイアント		戦争は終わった
8月13日 日	アイアン・ジャイアント	ローマの休日	戦場のピアニスト
8月19日 土	かんからさんしん		二十四の瞳
8月20日 日	かんからさんしん	ロミオとジュリエット	アフガン零年
8月26日 土	映画ドラえもん のび太の宇宙開拓史		戦場のピアニスト
8月27日 日	映画ドラえもん のび太の宇宙開拓史	シャーロック・ホームズ	僕の村は戦場だった
9月2日 土	クイール		ニュー・シネマ・パラダイス[完全版]
9月3日 日	クイール	夕陽のガンマン	ベニスに死す
9月9日 土	トムとジェリー 魔法の指輪		夕陽のガンマン
9月10日 日	トムとジェリー 魔法の指輪	ベニスに死す	ニュー・シネマ・パラダイス[完全版]
9月16日 土	ヘンゼルとグレーテル		月とキャベツ
9月17日 日	ヘンゼルとグレーテル	12人の優しい日本人	突入せよ!「あさま山荘」事件
9月23日 土	ウルトラマンコスモス2 ブループラネット/ムサシ少年編		誰も知らない
9月24日 日	ウルトラマンコスモス2 ブループラネット/ムサシ少年編	月とキャベツ	12人の優しい日本人
9月30日 土	ハリー・ポッターとアズカバンの囚人		突入せよ!「あさま山荘」事件
10月1日 日	ハリー・ポッターとアズカバンの囚人	おもひでぼろぼろ	誰も知らない
10月7日 土	ポケットモンスター 結晶塔の帝王		カラーパープル
10月8日 日	ポケットモンスター 結晶塔の帝王	秘密の花園	恋愛適齢期
10月14日 土	映画ドラえもん のび太の大魔境		マトリックス
10月15日 日	映画ドラえもん のび太の大魔境	理由なき反抗	ペリカン文書
10月21日 土	ぼくらの七日間戦争		秘密の花園
10月22日 日	ぼくらの七日間戦争	アメリカグラフィティ	ムーラン・ルージュ
10月28日 土	のだか森の動物大作戦		カラーパープル
10月29日 日	のだか森の動物大作戦	俺たちに明日はない	マトリックス
11月3日 祝		理由なき反抗	ペリカン文書
11月4日 土	すてきな三にんぐみ[ほか3作品]		恋愛適齢期
11月5日 日	すてきな三にんぐみ[ほか3作品]	俺たちに明日はない	アメリカグラフィティ
11月11日 土	ウルトラマンコスモスVS.ウルトラマンジャスティス		ムーラン・ルージュ
11月12日 日	ウルトラマンコスモスVS.ウルトラマンジャスティス	審判	第三の男
11月18日 土	ポケットモンスター セレビィ時を越えた遭遇		偉大なるアンバーソン家の人々
11月19日 日	ポケットモンスター セレビィ時を越えた遭遇	市民ケーン	偉大なるアンバーソン家の人々
11月23日 祝	イキングット	第三の男	審判
11月25日 土	映画ドラえもん のび太の海底鬼岩城		ウエストサイド物語
11月26日 日	映画ドラえもん のび太の海底鬼岩城	オズの魔法使	マイ・フェア・レディ
12月2日 土	ホーム・アローン		サウンド・オブ・ミュージック

12月3日	日	ホーム・アローン	メリー・ポピンズ	ウエストサイド物語
12月9日	土	魔法の剣 キヤメロット		マイ・フェア・レディ
12月10日	日	魔法の剣 キヤメロット	オズの魔法使	サウンド・オブ・ミュージック
12月16日	土	雪の女王		メリー・ポピンズ
12月17日	日	雪の女王	ニキータ	レオン[完全版]
12月23日	祝	ボーラー・エクスプレス	ニキータ	レオン[完全版]
12月24日	日	ボーラー・エクスプレス	クリスマス・キャロル	34丁目の奇跡

月 日	内 容	
	10:30(こども映画会)	15:00(シネマテーク)
1月6日	映画ドラえもん のび太の魔界大冒険	忠臣蔵
1月7日	映画ドラえもん のび太の魔界大冒険	忠臣蔵
1月13日	ハッダーの世界	ラストサムライ
1月14日	ハッダーの世界	ラストサムライ
1月20日	まえがみ太郎	トップガン
1月21日	まえがみ太郎	トップガン
1月27日	どろんこハリー[ほか2作品]	バックドラフト
1月28日	どろんこハリー[ほか2作品]	バックドラフト
2月3日	ハリー・ポッターと炎のゴブレット	幸福の黄色いハンカチ
2月4日	ハリー・ポッターと炎のゴブレット	幸福の黄色いハンカチ
2月10日	ポケットモンスター 水の都の護神	恋におちたシェイクスピア
2月11日	ポケットモンスター 水の都の護神	恋におちたシェイクスピア
2月17日	映画ドラえもん のび太の宇宙小戦争	星の王子 ニューヨークへ行く
2月18日	映画ドラえもん のび太の宇宙小戦争	星の王子 ニューヨークへ行く
2月24日	マイ・シスターズ・キッズ	プリティ・ウーマン
2月25日	マイ・シスターズ・キッズ	プリティ・ウーマン
3月3日	ロビンフッドの冒険	ともしび
3月4日	ロビンフッドの冒険	ともしび
3月10日	ごきげんなライオン[他3作品]	山びこ学校
3月11日	ごきげんなライオン[他3作品]	山びこ学校
3月17日	ポケットモンスター アドバンスジェネレーション七夜の願い星ジラーチ	どぶ川学級
3月18日	ポケットモンスター アドバンスジェネレーション七夜の願い星ジラーチ	どぶ川学級
3月24日	映画ドラえもん のび太と鉄人兵団	青い山脈
3月25日	映画ドラえもん のび太と鉄人兵団	青い山脈
3月31日	ハリー・ポッターと賢者の石	学校
4月1日	ハリー・ポッターと賢者の石	学校



クリスマスミニコンサート 12/23(土)

7. 図書館統計

図書館平成 18 年度統計

(1) 予算

(単位：千円)

		18 年度決算	19 年度予算	説 明
図 書 館 費		67,501	68,990	人件費、負担金は除く
内 訳	報酬・報償費	606	388	講演会謝礼・開館式典
	施設維持管理費	48,372	52,700	
	運営管理業務委託①	30,744	30,975	一部業務委託費
	施設維持管理②	17,628	21,725	需用費・委託料・賃借料等
	備品購入費	18,523	15,902	
	図書資料費①	17,957	15,820	資料購入費
	備品②	566	82	備品代

(2) 主な統計

項 目	数 値
開館日数	242日(10ヶ月)
入館者数	166,890人
登録人数(団体を含む)	8,232人
貸出人数(団体を含む)	108,712人
貸出冊数(団体を含む)	229,093冊
蔵書冊数	105,839冊
受入冊数	5,622冊
職員数	16人
人口(年度当初)	31,328人

(3) 主な統計指標

項 目	計算方法	数 値
一日あたりの貸出冊数	総貸出冊数/開館日数	947冊
一利用者一回あたりの貸出冊数	総貸出冊数/総利用者数	2.1冊
登録者一人あたりの貸出冊数	総貸出冊数/登録人数	27.8冊
市民一人あたりの貸出冊数	総貸出冊数/人口	7.3冊
市民一人あたりの資料費	資料費/人口	573円
市民一人あたりの蔵書冊数	蔵書冊数/人口	3.4冊
登録率	登録人数/人口×100	26.3%
資料回転率	総貸出冊数/蔵書冊数	2.2回
総還元金額	平均単価×総貸出冊数	36,655万円
市民一人あたりの還元額	総還元額/人口	11,700円

潮来市立図書館 年報
月別利用状況

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
開館日数	-	4	25	25	25	25	
来館者数	-	3,784	20,099	20,410	23,365	18,341	
貸出冊数	男	-	1,811	9,686	9,795	9,020	8,790
	女	-	2,808	15,134	16,684	15,360	14,126
	団体	-	5	177	99	96	102
	合計	-	4,624	24,997	26,578	24,476	23,018
貸出人数	男	-	888	4,807	5,136	4,965	4,417
	女	-	1,271	7,103	7,969	7,691	6,550
	団体	-	3	46	21	28	32
	合計	-	2,162	11,956	13,126	12,684	10,999
登録人数	男	1,514	213	520	243	227	155
	女	1,864	337	838	474	382	217
	団体	2	2	20	2	4	2
	合計	3,374	554	1,378	719	613	374
蔵書増加冊数	購入	-	41	331	125	144	701
	寄贈	-	3	249	147	169	234
	合計	-	44	580	272	313	935
1日平均来館者数	-	946	804	816	935	734	
1日平均貸出冊数	-	1,156	1,000	1,063	979	921	
1日平均利用者数	-	541	478	525	507	440	
1日平均登録者数	-	139	55	29	25	15	

各種月計

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
予約受付件数	-	14	136	202	145	113
リクエスト受付件数	-	30	47	46	45	62
相互貸借	貸出	-	0	0	0	0
	借受	-	0	22	33	36
視聴覚資料館内閲覧	-	96	420	487	538	330
パソコン	ノート	-	1	147	106	117
	デスクトップ	-	76	290	436	510
データベース	聞蔵Ⅱ	-	1	19	48	49
	茨城新聞	-	2	18	30	45
レファレンス	文献・事項調査	-	59	137	147	330
	利用指導	-	67	158	196	366
	その他	-	49	14	13	6
	参考調査	-	29	29	14	16
文献複写受付件数	-	6	29	34	26	10
学習室利用	スタディルーム	-	-	-	87	340
	静寂の部屋(第1集会室)	-	-	-	17	81
おはなし会動員数	子ども	-	35	41	58	30
	同伴者	-	20	41	58	30
上映会動員数	子ども映画会	-	24	301	150	82
	シネマテーク(一般向け)	-	17	40	39	51

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
21	25	23	23	20	26	242
13,841	14,376	12,205	12,876	12,384	15,209	166,890
7,527	7,831	7,368	7,236	7,995	8,401	85,460
12,546	13,005	11,964	12,591	12,878	14,213	141,309
310	429	226	458	205	217	2,324
20,383	21,265	19,558	20,285	21,078	22,831	229,093
3,621	3,742	3,317	3,549	3,636	4,112	42,190
5,807	6,067	5,240	5,867	5,711	6,681	65,957
51	88	56	100	59	81	565
9,479	9,897	8,613	9,516	9,406	10,874	108,712
83	76	64	72	82	81	3,330
164	121	86	107	116	154	4,860
4	4	0	1	0	1	42
251	203	152	180	198	236	8,232
260	77	331	557	1,227	237	4,031
267	179	200	232	346	232	2,258
527	256	531	789	1,573	469	6,289
659	575	531	560	619	585	690
971	851	850	882	1,054	878	947
451	396	374	414	470	418	449
12	8	7	8	10	9	34

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
68	217	257	261	235	345	1,993
30	49	36	34	25	29	433
0	0	0	0	0	0	0
31	40	20	20	21	48	300
241	269	232	277	266	269	3,425
33	39	24	56	38	34	646
346	357	308	371	339	413	3,865
21	20	17	15	27	24	281
15	20	19	18	29	28	263
220	310	299	254	250	232	2,549
276	367	289	253	247	258	2,856
3	0	1	0	0	0	87
6	2	1	4	9	0	110
13	28	23	17	20	17	223
158	205	180	227	177	162	1,794
28	40	10	43	43	15	324
99	60	59	39	60	59	573
74	60	59	39	59	59	540
101	76	20	33	131	97	1,126
60	26	46	31	26	29	434

平成18年5月～平成19年3月 利用者別貸出統計表

地区	性別	利用者種別	館外貸出									
			一般書	小説	文庫	YA	コミック	児童書	絵本	紙芝居	雑誌	郷土
潮来	男	一般	2,544	801	790	98	847	1,193	607	34	280	22
	女	一般	4,557	1,095	1,112	226	1,436	1,952	2,813	246	717	14
		団体A	1	0	2	1	0	244	190	1	0	0
津知	男	一般	1,873	681	887	79	1,171	948	771	32	289	18
	女	一般	3,937	1,266	1,102	337	1,610	2,014	1,684	206	503	16
		団体A	0	0	3	0	0	4	118	39	3	0
日の出	男	一般	3,582	626	1,167	119	1,540	3,081	1,445	41	556	9
	女	一般	5,914	1,040	1,502	473	2,499	5,045	4,673	210	849	9
		団体A	0	0	0	0	0	18	3	85	0	0
延方	男	一般	1,983	736	991	80	687	928	1,365	66	271	27
	女	一般	3,951	1,077	1,238	174	1,291	1,583	2,755	210	582	6
		団体A	0	0	0	0	0	54	45	11	0	0
大生原	男	一般	701	51	40	23	349	324	207	33	54	1
	女	一般	738	141	245	51	542	495	819	72	67	1
		団体A	4	0	1	2	0	33	116	0	0	0
牛堀	男	一般	3,402	638	1,315	180	2,135	3,311	1,975	47	436	28
	女	一般	5,668	1,399	1,716	424	2,068	5,755	4,516	318	930	26
		団体A	48	3	4	13	1	175	416	101	3	0
市外	男	一般	3,284	413	709	142	1,419	1,828	1,983	38	425	31
	女	一般	7,361	1,252	2,118	313	1,711	2,949	4,871	277	903	12
		団体A	3	0	0	3	0	302	63	1	0	0
県外	男	一般	1,388	213	259	51	650	258	287	9	170	7
	女	一般	1,874	355	503	74	866	850	956	67	230	1
		団体A	11	0	0	0	0	11	12	8	0	0
総合計	男	一般	1,067	153	203	43	169	412	437	50	88	13
	女	一般	1,153	175	206	65	240	369	530	34	57	6
		団体A	11	10	1	0	0	1	12	5	0	0
総合計			55,055	12,125	16,114	2,971	21,231	34,137	33,669	2,241	7,413	247

一般・小説・文庫・YA	86,265
児童書・絵本・紙芝居	70,047
CD・DVD・ビデオ	43,735
コミック	21,231
雑誌	7,413
郷土資料	247
参考図書	9
相互貸借	146
貸出冊数計	229,093
(内 団体貸出)	2,261
パソコン貸出(館内貸出)	3,949
視聴覚席利用数	2,704
館内貸出計	6,653
総貸出数	235,746

参考	点字	館外貸出					小計	館内貸出			小計	合計
		CD	DVD	ビデオ	カセット	相貸		デスクトップパソコン	ノートパソコン	視聴覚席		
0	0	754	1,165	196	0	27	9,358	146	24	142	312	9,670
0	0	944	1,123	147	0	14	16,396	172	17	107	296	16,692
0	0	0	0	0	0	0	439	0	0	0	0	439
0	0	867	1,325	197	0	5	9,143	135	14	65	214	9,357
0	0	1,011	1,332	434	0	11	15,463	137	14	112	263	15,726
0	0	0	2	0	0	0	169	0	0	0	0	169
0	0	1,212	1,868	357	0	2	15,605	156	43	191	390	15,995
0	0	1,424	2,594	434	0	21	26,687	182	19	223	424	27,111
0	0	0	0	5	0	0	111	0	0	0	0	111
0	0	560	1,164	255	0	4	9,117	197	36	117	350	9,467
0	0	782	1,190	316	0	14	15,169	179	16	133	328	15,497
0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	110
0	0	211	280	28	0	1	2,303	16	11	17	44	2,347
0	0	195	413	88	0	0	3,867	63	1	22	86	3,953
0	0	0	0	0	0	0	156	0	0	0	0	156
0	0	1,439	3,252	622	0	14	18,794	599	80	301	980	19,774
3	0	1,579	2,906	560	0	10	27,878	464	70	349	883	28,761
4	0	5	40	5	0	0	818	7	5	18	30	848
0	0	1,202	1,747	294	0	1	13,516	401	49	280	730	14,246
2	0	1,619	1,898	352	0	10	25,648	265	37	379	681	26,329
0	0	1	0	0	0	7	380	0	0	0	0	380
0	0	252	433	53	0	2	4,032	103	2	37	142	4,174
0	0	325	623	62	0	3	6,789	48	3	85	136	6,925
0	0	2	0	0	0	0	44	0	0	0	0	44
0	0	315	584	94	0	0	3,628	140	20	84	244	3,872
0	0	251	277	62	0	0	3,425	71	7	42	120	3,545
0	0	1	1	6	0	0	48	0	0	0	0	48
9	0	14,951	24,217	4,567	0	146	229,093	3,481	468	2,704	6,653	235,746

平成18年度 登録者統計表

地区	性別	利用者種別別					合計	人口(人)	割合(%)
		一般	児童	団体	その他	合計			
潮来	男	263	150	0	0	413	5,872	17.9	
	女	435	197	0	0	632			
	団体	0	0	5	0	5			
	小計	698	347	5	0	1,050			
津知	男	251	148	0	0	399	4,123	22.8	
	女	378	159	0	0	537			
	団体	0	0	7	0	7			
	小計	629	307	7	0	943			
日の出	男	308	287	0	0	595	6,007	23.9	
	女	500	335	0	0	835			
	団体	0	0	3	0	3			
	小計	808	622	3	0	1,433			
延方	男	266	258	0	0	524	7,149	16.8	
	女	420	248	0	0	668			
	団体	0	0	7	0	7			
	小計	686	506	7	0	1,199			
大生原	男	55	50	0	0	105	2,178	13.0	
	女	98	75	0	0	173			
	団体	0	0	4	0	4			
	小計	153	125	4	0	282			
牛堀	男	390	278	0	0	668	5,999	26.0	
	女	587	291	0	0	878			
	団体	0	0	10	0	10			
	小計	977	569	10	0	1,556			
市外 (鹿嶋、神栖、稲敷、行方、銚田、その他)	男	372	147	0	0	519			
	女	787	136	0	0	923			
	団体	0	0	4	0	4			
	小計	1,159	283	4	0	1,446			
県外 (香取市、その他)	男	74	33	0	0	107			
	女	166	48	0	0	214			
	団体	0	0	2	0	2			
	小計	240	81	2	0	323			
館合計	男	1,979	1,351	0	0	3,330	31,328	20.6	
	女	3,371	1,489	0	0	4,860			
	団体	0	0	42	0	42			
	合計	5,350	2,840	42	0	8,232			

平成18年度 広域利用者登録人数

地区	種別	性別	人数	小計	合計
鹿嶋市	一般	男性	138	402	
		女性	264		
	団体	0			
神栖市	一般	男性	40	105	
		女性	65		
	団体	0			
稲敷市	一般	男性	41	106	
		女性	65		
	団体	0			
行方市	一般	男性	271	779	
		女性	504		
	団体	4			
銚田市	一般	男性	26	48	
		女性	22		
	団体	0			
その他市外	一般	男性	3	6	
		女性	3		
	団体	0			
香取市	一般	男性	104	315	
		女性	209		
	団体	2			
その他県外	一般	男性	3	8	1,769
		女性	5		
	団体	0			

平成18年度 登録地区別貸出冊数

市内	地区名	登録者数	貸出点数	内訳				貸出者数
				図書	DVD	CD	ビデオ	
市内	潮来	1,050	26,193	21,864	2,288	1,698	343	15,297
	津知	943	24,775	19,607	2,659	1,878	631	13,168
	日の出	1,433	42,403	34,509	4,462	2,636	796	19,728
	延方	1,199	24,396	20,129	2,354	1,342	571	11,756
	大生原	282	6,326	5,111	693	406	116	3,695
	牛堀	1,556	47,490	37,082	6,198	3,023	1,187	24,107
	小計	6,463	171,583	138,302	18,654	10,983	3,644	87,751

市外	地区名	登録者数	貸出点数	内訳				貸出者数
				図書	DVD	CD	ビデオ	
市外	鹿嶋市	402	10,327	8,418	903	846	160	4,175
	神栖市	105	3,143	2,645	181	300	17	1,232
	稲敷市	106	2,683	2,018	369	246	50	1,343
	行方市	779	21,529	17,812	1,967	1,396	354	9,031
	銚田市	48	1,451	1,249	149	25	28	511
	その他県内	6	411	289	76	9	37	229
	小計	1,446	39,544	32,431	3,645	2,822	646	16,521

県外	地区名	登録者数	貸出点数	内訳				貸出者数
				図書	DVD	CD	ビデオ	
県外	香取市	315	10,716	8,986	1,043	572	115	4,366
	その他県外	8	149	21	13	7	0	74
	小計	323	10,865	9,007	1,056	579	115	4,440

その他	地区名	登録者数	貸出点数	内訳				貸出者数
				図書	DVD	CD	ビデオ	
その他	-	-	7,101	5,510	862	567	162	-
	小計	-	7,101	5,510	862	567	162	-

総合計	8,232	229,093	185,250	24,217	14,951	4,567	108,712
-----	-------	---------	---------	--------	--------	-------	---------

相互貸借 借入統計表

(平成18年度分年報)

相互貸借館名	統計区分別									小計
	一般書	小説	文庫	YA	コミッ	児童書	絵本	紙芝居	雑誌	
茨城県立図書館	182	0	0	0	0	9	5	0	6	202
日立市立記念図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日立市立多賀図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
古河市立古河図書館	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
石岡市立図書館	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ゆうき図書館	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
龍ヶ崎市立中央図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
笠間市立図書館	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
取手市立取手図書館	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
取手市立ふじしろ図書	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
牛久市立中央図書館	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
つくば市立中央図書館	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
ひたちなか市立図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鹿嶋市立中央図書館	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
守谷中央図書館	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
筑西市立中央図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
稲敷市立図書館	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
かすみがうら市立図書	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
城里町立桂図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
笠間市立友部図書館	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
阿見町立図書館	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
伊奈町立図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
館合計	263	0	0	0	0	9	5	0	6	283

相互貸借館名	統計区分別							小計	合計
	郷土	参考	点字	CD	DVD	VT	CT		
茨城県立図書館	0	0	0	6	0	11	0	17	219
日立市立記念図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日立市立多賀図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
古河市立古河図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	2
石岡市立図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ゆうき図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	10
龍ヶ崎市立中央図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
笠間市立図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	11
取手市立取手図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	4
取手市立ふじしろ図書	0	0	0	0	0	0	0	0	1
牛久市立中央図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	7
つくば市立中央図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	9
ひたちなか市立図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鹿嶋市立中央図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	2
守谷中央図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	6
筑西市立中央図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
稲敷市立図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	2
かすみがうら市立図書	0	0	0	0	0	0	0	0	1
城里町立桂図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
笠間市立友部図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	11
阿見町立図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	2
伊奈町立図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	2
館合計	0	0	0	6	0	11	0	17	300

図書館資料 貸出回数一覧表 一般図書

順位	書名	巻次	出版者	分類	所蔵数	回数
1	ハリー・ポッターと謎のプリンス	上巻	静山社	933.7	2	36
2	ハリー・ポッターと謎のプリンス	下巻	静山社	933.7	2	30
3	ダ・ヴィンチ・コード	上	角川書店	933.7	1	28
4	暮らしの裏ワザ知得メモ888 料理、掃除	下	主婦の友社	933.7	2	28
5	るるぶ千葉房総 るるぶ情報版	主	JTBパブリッシング	590	1	24
6	材料別200円べんとうとおかず800 大	05	主婦と生活社	291.4	1	24
7	すてきに暮らす節約生活 お金をかけずにお		扶桑社	596.4	1	22
8	「夢をかなえる」小さな節約術		講談社	590	1	22
9	丸山晴美の明るい節約学 別冊すてきな奥さ		主婦と生活社	591	1	20
10	奥蘭壽子のラクしてウマくてもうけもん!		主婦と生活社	596	1	20
11	東京ディズニーランドベストガイド		講談社	689.5	1	20
12	食費1か月1万円生活。		主婦と生活社	591	1	20
13	おしゃれな部屋は収納でつくる! 実例アイ		主婦と生活社	597.5	1	20
14	50円100円手間なし! 10分おかず得選		学習研究社	596	1	20
15	必ず片付く収納のルール302 整理・整頓		成美堂出版	597.5	1	20
16	50円おかず+30円おやつ+20円おつま		主婦の友社	596	1	20
17	簡単! おいしい488品 50円100円で		学習研究社	596	1	20
18	50円100円スグでき! おかず220品		主婦の友社	596	1	20
19	江原啓之物語		光文社	289.1	1	20
20	ますます節約献立 4人前430円~570		主婦と生活社	596	1	19
21	松居一代の超(スーパー)おそうじ術		主婦と生活社	597.9	1	19
22	ケンタロウの野菜がうまい!		学習研究社	596.4	1	19
23	東京ベストガイド Seibido moo	05-'06年	成美堂出版	291.4	1	19
24	丸山晴美の「ラクして貯める節約生活」節		主婦と生活社	591	1	19

図書館資料 貸出回数一覧表 児童図書

順位	書名	巻次	出版者	分類	所蔵数	回数
1	かいけつゾロリのようなかい大リーグ ポブラ		ポブラ社	913	2	64
2	かいけつゾロリとなぞのまほう少女 ポブラ		ポブラ社	913	2	61
3	あわてんぼりんご えほん・くだものむら		国土社		2	46
4	いちごでなかよし えほん・くだものむら		国土社		2	45
5	はだかんぼばなな えほん・くだものむら		国土社		2	41
6	ももでげんき えほん・くだものむら		国土社		2	41
7	はりきりみかん えほん・くだものむら		国土社		2	41
8	すきすきさくらんぼ えほん・くだものむら		国土社		2	38
9	かいけつゾロリ大けつとう! ゾロリじょう		ポブラ社	913	1	37
10	忍たま乱太郎 ポブラ社の新・小さな童話		ポブラ社	913	2	36
11	かいけつゾロリの大金もち ポブラ社の新・		ポブラ社	913	1	36
12	かいけつゾロリのきょうふのカーニバル ポ		ポブラ社	913	1	35
13	かいけつゾロリとなぞのひこうき ポブラ社		ポブラ社	913	1	35
14	かいけつゾロリのおばけ大さくせん ポブラ		ポブラ社	913	1	35
15	かいけつゾロリのテレビゲームききいっぽつ		ポブラ社	913	1	35
16	かいけつゾロリたべられる!! ポブラ社の		ポブラ社	913	1	34
17	かいけつゾロリのきょうふのゆうえんち ポ		ポブラ社	913	1	34
18	かいけつゾロリけっこんする!? ポブラ社		ポブラ社	913	1	34
19	かいけつゾロリぜったいぜつめい ポブラ社		ポブラ社	913	1	33
20	かいけつゾロリのじごくじょう ポブラ社		ポブラ社	913	1	32
21	それからのおにがしま えほんのマーチ		岩崎書店		2	32
22	かいけつゾロリの大かいぞく ポブラ社の新		ポブラ社	913	1	32
23	かいけつゾロリの大かいじゅう ポブラ社の		ポブラ社	913	1	32
24	かいけつゾロリのきょうふの宝さがし ポブ		ポブラ社	913	1	32

図書館資料 貸出回数一覧表 視聴覚

順位	書名	巻次	出版者	分類	所蔵数	回数
1	かいけつゾロリ 13		ハピネット PC	08	190	60
2	かいけつゾロリ 3		ハピネット PC	08	190	59
3	ポケットモンスター劇場版/ピカチュウのド		小学館	08	190	59
4	楽しいムーミン一家/トーベ・ヤンソンのム		テレビ東京 MN	08	190	57
5	魔女の宅急便 ジブリがいっぱいCOLLE		ブエナ ビスタ	02	190	55
6	猫の恩返し、ギブリーズepisode2		ブエナ ビスタ	02	190	55
7	ターザン2		ブエナ ビスタ	08	190	54
8	ドラえもん/のび太の恐竜 藤子不二雄映画		小学館	08	190	53
9	続ティモンとパンバ/虫を探して三千里		ブエナ ビスタ	08	190	53
10	かいけつゾロリ 15		ハピネット PC	08	190	52
11	ルーニー・チューンズと遊ぼう! /シルベス		ワーナー・ブラザーズ	08	190	51
12	だいすき! トゥイーティー 2		ワーナー・ブラザーズ	08	190	51
13	みんなだいすきミッキー!		ブエナ ビスタ	08	190	51

	かいけつゾロリ 9		ハビネット PC	08	190	51
15	楽しいムーミン一家／トーベ・ヤンソンのム		テレビ東京 MN	08	190	50
	ハウルの動く城 ジブリがいっぱいCOLL		ブエナ ビスタ	02	190	50
	かいけつゾロリ 14		ハビネット PC	08	190	50
	ポケットモンスター劇場版／結晶塔の帝王		小学館	08	190	50
19	トムとジェリー／アカデミー・コレクション		ワーナー・ブラザーズ	08	190	49
	ミッフィーとおともだち 8／なかよしうれ		講談社	08	190	49
	天空の城ラピュタ ジブリがいっぱいCOL		ブエナ ビスタ	02	190	49
	ファインディング・ニモ		ブエナ ビスタ	02	190	49

図書館資料 貸出回数一覧表 雑誌

順位	書名	巻次	出版者	分類	所蔵数	回数
1	オレンジページ	2006年6月2	オレンジページ		1	30
2	オレンジページ	2006年6月1	オレンジページ		1	27
3	オレンジページ	2006年5月1	オレンジページ		1	26
	オレンジページ	2006年7月2	オレンジページ		1	26
5	クロワッサン	2006年6月1	マガジンハウス		1	20
6	すてきな奥さん	2006年6月号	主婦と生活社		1	19
	dancyu	2006年6月号	プレジデント社		1	19
	クロワッサン	2006年5月2	マガジンハウス		1	19
9	婦人公論	2006年5月2	中央公論新社		1	18
	アスキー PC	2006年9月号	アスキー		1	18
	別冊PHP	2006年6月号	PHP研究所		1	18
	ESSE	2006年8月号	フジテレビジョン		1	18
	レタスクラブ	2006年9月1	角川SSコミュニケーションズ		1	18
14	オレンジページ	2006年8月2	オレンジページ		1	17
	オレンジページ	2006年9月2	オレンジページ		1	17
	新しい住まいの設計	2006年9月号	扶桑社		1	17
	美しい部屋	2006年7月号	主婦と生活社		1	17
	レタスクラブ	2006年9月2	角川SSコミュニケーションズ		1	17
19	オレンジページ	2006年9月1	オレンジページ		1	16
	婦人公論	2006年6月2	中央公論新社		1	16
	Nonno	2006年10月	集英社		1	16
	栄養と料理	2006年7月号	女子栄養大学出版部		1	16
	NHK今日の料理	2006年7月号	日本放送出版協会		1	16
	PHP	2006年6月増	PHP研究所		1	16
	ESSE	2006年10月	フジテレビジョン		1	16

図書館資料 貸出回数一覧表 コミック

順位	書名	巻次	出版者	分類	所蔵数	回数
1	光とともに 自閉症児を抱えて	9巻	秋田書店	726.1	1	36
2	Monster 511キンダーハイム	3巻	小学館	726.1	1	35
	ポケットモンスタースペシャル	1巻	小学館	726.1	1	35
4	光とともに 自閉症児を抱えて	4巻	秋田書店	726.1	1	34
	Monster ヘルDr. テンマ	1巻	小学館	726.1	1	34
	ポケットモンスタースペシャル	5巻	小学館	726.1	1	34
7	Monster 戦慄の誕生日	2巻	小学館	726.1	1	33
	おたんこナース 小学館文庫	第2巻	小学館	726.1	1	33
	おたんこナース 小学館文庫	第1巻	小学館	726.1	1	33
10	光とともに 自閉症児を抱えて	7巻	秋田書店	726.1	1	32
	ポケットモンスタースペシャル	4巻	小学館	726.1	1	32
	おたんこナース 小学館文庫	第3巻	小学館	726.1	1	32
	おたんこナース 小学館文庫	第4巻	小学館	726.1	1	32
	のび太の海底鬼岩城 大長編ドラえもん	4	小学館	726.1	1	32
15	ポケットモンスタースペシャル	7巻	小学館	726.1	1	31
	ブラックジャックによろしく モーニングK	4巻	講談社	726.1	1	31
17	光とともに 自閉症児を抱えて	3巻	秋田書店	726.1	1	30
	光とともに 自閉症児を抱えて	5巻	秋田書店	726.1	1	30
	Dr. コトー診療所 ヤングサンデーコミッ	13	小学館	726.1	1	30
20	Dr. コトー診療所 ヤングサンデーコミッ	17	小学館	726.1	1	29
	のび太のドラビアンナイト 大長編ドラえもん	11	小学館	726.1	1	29
	ポケットモンスタースペシャル	10巻	小学館	726.1	1	29
	光とともに 自閉症児を抱えて	2巻	秋田書店	726.1	1	29
	ブラックジャックによろしく モーニングK	1巻	講談社	726.1	1	29

平成18年度 団体別貸出点数

種別	団体名	貸出点数	
市内幼稚園	津知幼稚園	0	
	うしほり幼稚園	0	
	延方幼稚園	20	
市内保育園(所)	潮来市立潮来保育所	10	
	かすみ保育園	136	
	日の出保育園	61	
市内小学校	津知小学校	0	
	潮来小学校	358	
	牛堀小学校	182	
	延方小学校	120	
	潮来市立德島小学校	1	
	日の出小学校	198	
	潮来市立大生原小学校	179	
市内中学校	潮来第二中学校	80	
	潮来第一中学校	0	
	牛堀中学校	197	
高等学校	潮来高等学校	0	
よみかせ団体	いたこおはなしの会	52	
	いたこ子育て支援センター	0	
	よみかせ隊	23	
	牛堀おはなし会	78	
	牛堀小PTA図書委員会	42	
	子育て広場	67	
	子育て広場(日の出)	0	
	潮来市立図書館お話し会	177	
	その他	延方学童クラブ	0
		介護福祉課	2
		牛堀学童クラブ	6
		潮来学童クラブ	41
		潮来簡易保険保養センター	1
津知学童クラブ		0	
津知小学校女性ネットワーク委員会		37	
特別養護老人ホームあやめ荘		0	
日の出学童クラブ		41	
福楽園デイサービス		2	
褒の会	21		
市外団体	湖東小学校	23	
	行方市立小高小学校	5	
	行方市立太田小学校	31	
	行方市立麻生小学校	46	
	行方地区 ろう・難聴児を持つ親の会	4	
	香取市立新島小学校	20	

合計 2,261

潮来市立公民館図書室統計（平成18年度）

平成19年3月31日現在

施設名	所在地	連絡先 電話	開館年月日	建物延面積 ㎡	図書室面積 ㎡	開館日数 日	入室者数 人	図書費 千円	所蔵資料			
									図書資料数 冊	うち 一般図書 冊	うち 児童図書 冊	うち 郷土資料 冊
中央公民館図書室	日の出3-11	66-0660	S52.12.11	3,698	93.00	306	1,530	80	11,922	5,679	5,945	298
潮来公民館図書室	潮来456-1	62-3522	H4.4.1	1,952	174.00	306	640	30	8,492	5,733	2,751	8
津知公民館図書室	辻794-1	62-4755	H5.2.20	795	26.00	306	358	27	3,344	1,635	1,706	3
延方公民館図書コーナー	延方1942-1	66-6011	S59.3.30	631	17.43	306	556	26	1,736	996	738	2
大生原公民館図書コーナー	大生原1024-7	67-5898	H6.4.1	570	29.92	306	102	29	1,513	365	1,145	3
牛堀公民館図書室	牛堀719	64-5230	S52.7.1	1,378	54.00	306	247	30	11,926	5,922	6,004	0
合計							3,433	222	38,933	20,330	18,289	314

施設名	年間 除籍数 冊	受入資料 (H18.3.31) 但し雑誌・新聞は開架種類数を記				貸出 (18年度)					
		資料総数 冊	図書 うち購入図書 冊	うち寄贈図書 冊	雑誌 うち購入雑誌 誌	新聞 うち寄贈図 書 紙	貸出者数 総数 人	貸出冊数 総貸出冊数 冊	うち 一般図書 冊	うち 児童図書 冊	
中央公民館図書室	292	60	58	0	0	0	2	293	529	122	407
潮来公民館図書室	0	23	21	0	0	0	2	200	490	351	139
津知公民館図書室	779	112	24	87	0	0	1	25	59	36	23
延方公民館図書コーナー	0	37	17	18	0	0	2	24	72	36	36
大生原公民館図書コーナー	239	26	26	0	0	0	0	33	270	23	247
牛堀公民館図書室	138	22	20	0	0	0	2	48	101	22	79
合計	1,448	280	166	105	0	0	9	623	1,521	590	931

8. 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条及び潮来市立図書館条例の規定に基づいて設置されるものであり、図書館の運営について図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行なう図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

活動状況

	開催日	会議内容
第1回	7月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 委員長、副委員長の選任 平成18年度事業計画
第2回	12月2日(土)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度上半期実績並びに事業経過報告 那珂市立図書館視察研修
第3回	3月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度実績並びに事業報告

委員名簿

任期 平成18年7月1日～平成20年3月31日

No.	氏名	任命根拠	No.	氏名	任命根拠
1	森作 久仁子	市教育部会図書 中学校担当教諭	6	山澤 幸次	郷土史研究会 会長
2	窪谷 美貴子	市教育部会図書 小学校担当教諭	7	飯島 耕作	適応指導教室 主任指導員
3	高崎 直之	青少年育成潮来 市民会議会長	8	前野 平八郎	潮来市教育部会
4	風間 奈保美	潮来おはなし会 代表	9	佐藤 敏近	学識経験 元図書館整備委員
5	後藤 博子	社会教育委員	10	久保 保子	学識経験 元図書館整備委員

(委員長 佐藤 敏近 副委員長 風間 奈保美)

9. ボランティア活動状況

(1) 登録状況

18年度、45名の登録（夏休みのみの中高生7名を含む）	公民館図書室
資料配架、整理、装備	30名 23名（図書館と重複あり）
読み聞かせ	15名
環境美化	11名（重複あり）
その他イベント	1名（重複あり）

(2) 活動状況

5月11日（木）	開館前、読み聞かせボランティアとの打ち合わせ
5月27日（土）	開館日、読み聞かせボランティア活動開始 以後、毎月第2土曜 いたこおはなし会 毎月第4土曜 うしぼりおはなし会
6月7日（水）	公民館図書室ボランティア 図書館視察
7月	ボランティア募集（広報誌・ポスター）
8月1日（火）	説明会・研修後 活動開始（第2、第4土曜日 環境美化）
3月10日（土）	総会、新年度更新

10. アンケート結果(抜粋)

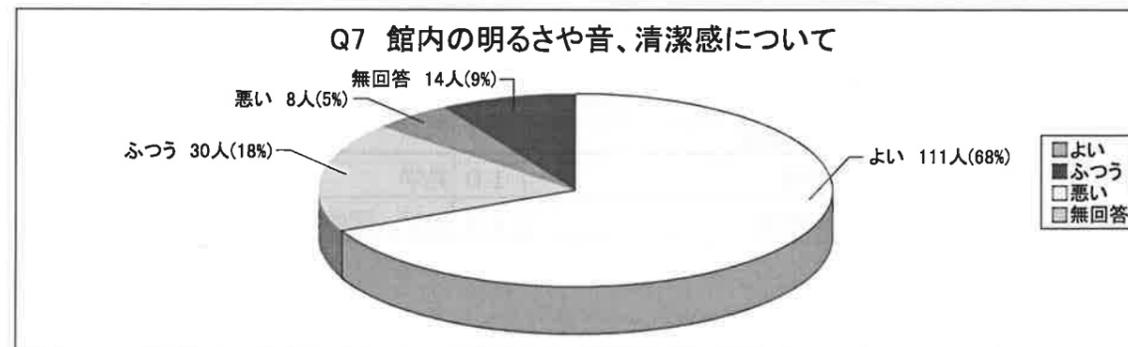
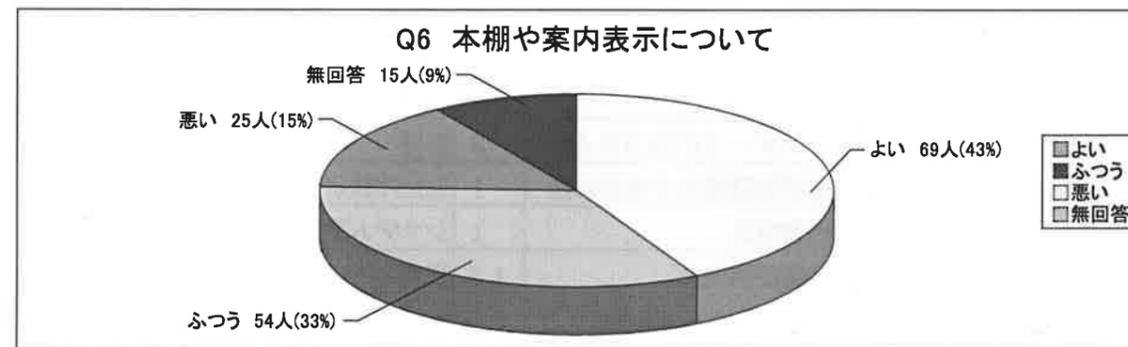
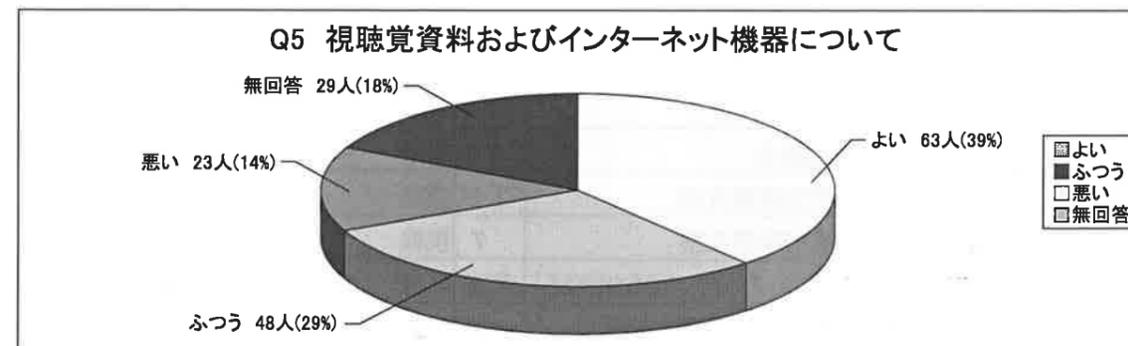
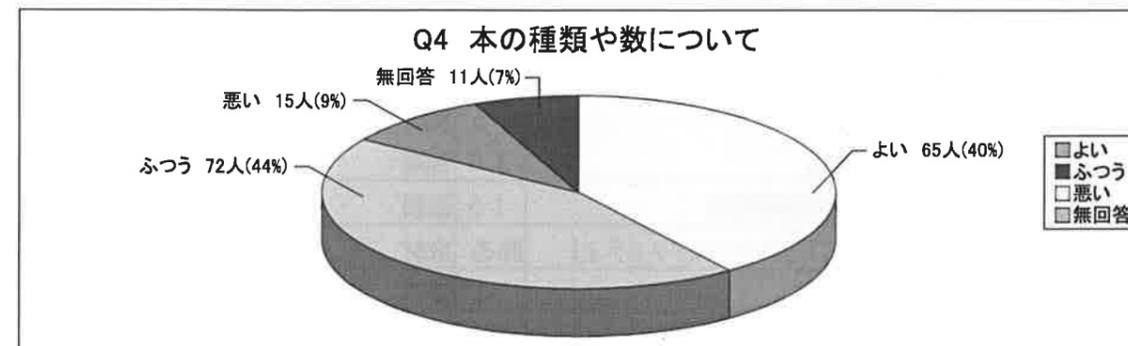
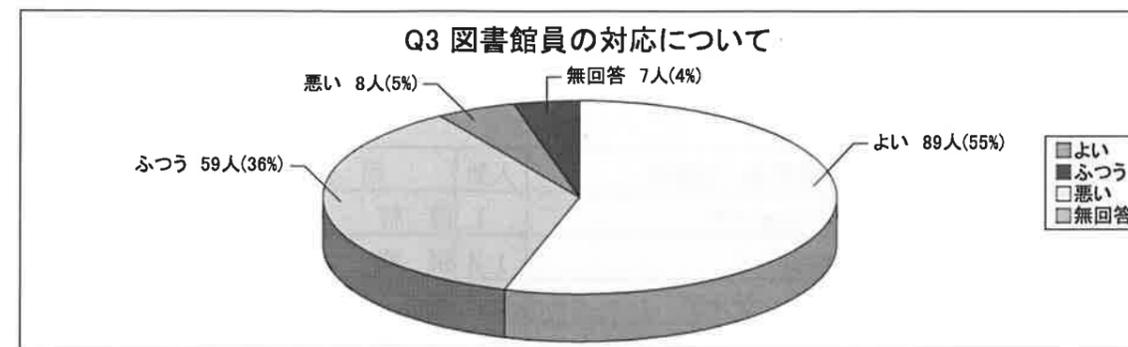
(1) 期間 平成18年7月～8月

(2) 件数 163件

性別	男性	47
	女性	105
	不明	11

年齢	10代未満	22
	10代	82
	20代	11
	30代	16
	40代	10
	50代	7
	60代	7
	70代	—
	80代以上	2
	不明	6

地域	潮来市	117
	行方市	18
	鹿嶋市	4
	神栖市	2
	銚田市	—
	稲敷市	1
	香取市	4
	その他	8
	不明	9



10. 潮来市立図書館視察研修・見学・取材等来館記録

平成18年度

月日	来館者氏名、団体名	人数	用件	住所	電話
6/2	よみうりタウンニュース	1	取材	潮来市	
6/6	神栖図書館協議会	12	視察	神栖市	
/7	公民館図書室ボランティア	15	視察、交流	潮来市	
/8	水戸地方裁判所	1	『評議』上映依頼	水戸市	
/21	牛堀小5年生	40	見学	潮来市	
/29	牛堀小3年生	60	見学	潮来市	
/	神栖市立図書館	5	視察	神栖市	
/	鹿嶋市立図書館	10	視察	鹿嶋市	
/30	市内小中学校図書研究部	15	視察	潮来市	
7/10	ボックス(株)『月刊スクールアメニティ』	郵送	取材	東京都	後日現場取材
/11	阿見町立図書館	1	視察	阿見町	
/13	県議会事務局	2	視察依頼、打合せ	水戸市	
/19	市PTA連絡協議会役員	10	視察研修	潮来市	
	牛堀小1, 2年生	60	見学	潮来市	
	牛堀小6年生	35	見学	潮来市	
/21	鹿嶋市図書館協議会	10	視察	鹿嶋市	
/23	図書館問題研究会茨城支部	12	視察	水戸市	
/26	友部、笠間図書館職員視察	7	視察	笠間市	
/31	日本図書館協会『月刊 図書館雑誌』	郵送	取材	東京都	
8/4	茨城県議会総務企画委員会	20	調査視察	水戸市	
8/5	E・クオリティカフェ/市民/水戸地裁	25	『評議』上映視聴	潮来市	水戸地裁2名
/9	潮来市監査員	4	現地監査	潮来市	
/11	市内小中学校図書研究部	15	図書装丁実習	潮来市	
/25	常陽地域研究センター『月刊JOYO ARC』	3	取材	水戸市	
25~27	教諭10年経験者研修講座社会体験研修	1	奉仕体験研修	牛堀小	
9/7	笠間市立友部図書館長	1	システム調査研修	笠間市	
10/3	常陸太田市立図書館協議会	15	視察	常陸太田	
/17	行方市立太田小学校 1, 2年生	26	見学	行方市	
/24	県北鹿行市議会議長会	28	視察	県北鹿行	
/26	佐賀県多久市議会 建設委員会	8	視察	佐賀県	
/31	私立学校教育研究会図書館部私立学校 図書係教師司書研修会	11	視察	県内	
11/1	香取市湖東小学校	10	見学	香取市	
11/9	潮来小学校1学年生	47	見学、団体貸出	市内	

11. 平成18年度 図書館施設利用状況

月 日	第1集会室	人数	第2集会室	人数	視聴覚室	人数	合計
5月30日		0	市文化協会	15		0	
5 月		0		15		0	15
6月1日		0	市子育て広場	30		0	
6月6日		0	市学童クラブ	19		0	
6月8日		0	市子育て広場	53		0	
6月13日		0	郷土史研究会	28		0	
6月15日		0	市子育て広場	37		0	
6月22日		0	市子育て広場	57		0	
6月29日	県出前教育相談	5	市子育て広場	38		0	
6 月		5		262		0	267
7月6日		0	市子育て広場	40		0	
7月13日		0	市子育て広場	50		0	
7月20日		0	市子育て広場	40		0	
7月23日		0	難聴児を持つ親の会	20		0	
7月26日		0		0	市介護福祉課	13	
7月27日		0	市子育て広場	40		0	
7 月	土・日は第2学習室として開放	0		190		13	203
8月3日		0	市子育て広場	55		0	
8月10日		0	市子育て広場	36		0	
8月11日	市教育部会図書研究部	17		0		0	
8月17日		0	市子育て広場	22	県子育て悩み解決講座	15	
8月18日		0	延方・牛堀学童クラブ	110	延方・牛堀学童クラブ	110	
8月24日		0	市子育て広場	37	県子育て悩み解決講座	15	
8月25日		0	県文化財巡視報告会	14		0	
8月27日		0	難聴児を持つ親の会	10		0	
8月31日		0	市子育て広場	46	県子育て悩み解決講座	15	
8 月	土・日は第2学習室として開放	17		330		155	502
9月3日		0	難聴児を持つ親の会	30		0	
9月7日		0	市子育て広場	41	県子育て悩み解決講座	15	
9月14日	県子育て悩み解決講座	15	市子育て広場	29		0	
9月21日		0	市子育て広場	36		0	
9月27日		0		0	国民文化祭	27	
9月28日		0	市子育て広場	37		0	
9 月	土・日は第2学習室として開放	15		173		42	230
10月12日		0	市子育て広場	35		0	
10月19日		0	市子育て広場	30		0	
10月26日		0	市子育て広場	26		0	
10月31日	土浦日大図書館部	12	県出前教育相談	6		0	
10 月	土・日は第2学習室として開放	12		97		0	109

11月2日		0	市子育て広場	25		0	
11月9日		0	市子育て広場	25		0	
11月12日		0	水郷ホートサービス(有料)	10		0	
11月16日		0	市子育て広場	26		0	
11月20日		0		0	中学生海外報告会(キャリア)	70	
11月30日		0	市子育て広場	23		0	
1 1 月	土・日は第2学習室として開放	0		109		70	179
12月7日		0	市子育て広場	16		0	
12月8日		0		0	国民文化祭(キャリア)	18	
12月12日	茨高教連図書館部	14		0		0	
12月14日		0	市子育て広場	16		0	
12月21日		0	市子育て広場	14		0	
1 2 月	土・日は第2学習室として開放	14		46		18	78
1月11日		0	市子育て広場	21		0	
1月18日		0	市子育て広場	14		0	
1月25日		0	市子育て広場	19		0	
1月31日		0	鹿行文化財保護連	30		0	
1 月	土・日は第2学習室として開放	0		84		0	84
2月1日		0	市子育て広場	24		0	
2月8日		0	市子育て広場	23		0	
2月15日		0	市子育て広場	27		0	
2月22日	潮来市支援会議	20		0		0	
2 月	土・日は第2学習室として開放	20		74		0	94
3月1日		0	市子育て広場	29		0	
3月8日		0	市子育て広場	34		0	
3月15日		0	市子育て広場	16		0	
3月22日	鹿行地域資源活用研究会	15	市子育て広場	29		0	
3月29日		0	市子育て広場	29		0	
3 月	土・日は第2学習室として開放	15		137		0	152
合 計		98		1517		298	1913

※土曜日、日曜日 利用の予約がない場合は、第1学習室(無音・静寂の部屋)として開放。

(参考)

- ・ 潮来市立図書館の設置及び管理に関する条例
- ・ 潮来市立図書館管理運営規則
- ・ 潮来市立図書館協議会規則
- ・ 潮来市立図書館名誉館長規程
- ・ 潮来市立図書館資料収集方針
- ・ 潮来市立図書館ボランティア要綱
- ・ 図書館法
- ・ 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

潮来市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 12 月 12 日

条例第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、潮来市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、法第 2 条第 1 項に規定する図書館を設置する。図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	潮来市立図書館
位 置	潮来市牛堀 289 番地

(職員)

第 3 条 図書館に、館長、司書、事務職員その他必要な職員を置く。ただし、非常勤職員は、任期を 2 年とし、欠員が生じた場合の補欠職員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償については、潮来市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年条例第 7 号)の定めるところによる。

(管理)

第 4 条 図書館は、潮来市教育委員会が管理する。

2 図書館は、常に良好な状態で管理し、設置目的に応じて最も効果的な運用をしなければならない。

3 図書館の利用者は、管理者の指示した事項を遵守しなければならない。

(図書館協議会)

第 5 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、潮来市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、潮来市立図書館協議会委員(以下「委員」という。)10 人以内をもって組織し、法第 15 条に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 非常勤職員の報酬及び費用弁償については、潮来市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年条例第 7 号)の定めるところによる。

(施設貸出及び使用料)

第 6 条 図書館施設のうち集会室、視聴覚室を図書館の事業運営に支障がない限りにおいて、使用目的が生涯学習の振興のための活動と認めた場合、他に使用させることができる。なお、貸出施設は、別表の左欄に掲げる使用区分の施設とする。

2 図書館施設を使用できる者は、主に生涯学習振興を目的に活動する団体とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

3 図書館を使用する者は別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、減額又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 8 条 すでに納付された使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営その他に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 6 条関係)

潮来市立図書館使用料

使用区分	午前 10 時～正午		午後 1 時～午後 5 時	
	通常	暖冷房装置を使用する期間	通常	暖冷房装置を使用する期間
集会室 1	2,100 円	2,310 円	3,150 円	3,470 円
集会室 2	2,100 円	2,310 円	3,150 円	3,470 円
視聴覚室	2,100 円	2,310 円	3,150 円	3,470 円

備考
暖冷房装置を使用する期間は、冬期を 12 月 1 日から 2 月末日とし、夏期を 7 月 1 日から 8 月 31 日とする。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)
 第 2 章 組織(第 2 条・第 3 条)
 第 3 章 図書館奉仕
 第 1 節 通則(第 4 条～第 11 条)
 第 2 節 個人貸出(第 12 条～第 16 条)
 第 3 節 団体貸出(第 17 条～第 19 条)
 第 4 節 配送貸出(第 20 条・第 21 条)
 第 5 節 図書館施設及び設備の利用(第 22 条～第 27 条)
 第 4 章 図書館資料の寄贈及び寄託(第 28 条・第 29 条)
 第 5 章 雑則(第 30 条～第 32 条)
 付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、潮来市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 46 号)第 9 条の規定に基づき、潮来市立図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

(館長)

第 2 条 図書館に館長を置く。

2 館長は、図書館の所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(グループの設置)

第 3 条 図書館に、次の表の右欄に掲げるグループを置く。

図書館の名称	グループ
潮来市立図書館	図書館グループ

2 前項のグループの事務分掌は、別表第 1 のとおりとする。

3 図書館に第 2 条及び第 1 項に規定する職員のほか、必要に応じ別表第 2 の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、同表右欄の職員をもって充て、上司の命令を受け、主として同表中欄の職務を行うものとする。

第 3 章 図書館奉仕

第 1 節 通則

(事業)

第 4 条 図書館は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 3 条に掲げる事業及びその他図書館の目的達成に必要な事業を行う。

(開館時間)

第 5 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

市立図書館	午前 10 時から午後 7 時まで ただし、金曜日は午後 1 時から午後 7 時まで
-------	---

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
- (3) 資料整理日(毎月第 3 水曜日)
- (4) 特別整理期間(年間 10 日以内)

2 館長は、前項ただし書きの規定により臨時休館日を定めるに当たっては、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を得るものとする。

(入館者の心得)

第 7 条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙、飲食をしないこと。
- (4) その他館長が特に必要と認めたこと。

(入館の制限)

第 8 条 館長は、めいてい者その他館内の秩序を乱す行為のある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(利用者の範囲)

第 9 条 図書館奉仕を受けることができる者は、市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用者の制限)

第 10 条 館長は、この規則の規定及び館長の指示に違反した者に対しては、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)及び館内の施設の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(損害の弁償)

第 11 条 利用者は、故意又は重大な過失により、図書館の施設、設備器具又は図書館資料を汚損、破損若しくは紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第 2 節 個人貸出

(貸出の手續)

第 12 条 図書館資料(以下「図書等」という。)の貸出を受けようとする者は、図書館利用申込書(様式第 1 号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に定める申込書を審査し、適当と認めるときは、貸出を受けようとする者に対して図書利用カード(様式第 2 号。以下「利用カード」という。)を交付するものとする。

(利用カードの取り扱い)

第 13 条 利用カードの取り扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用カードを紛失したとき、又は住所等を変更したときは、速やかにその旨を館長に届けなければならない。
- (2) 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (3) 利用カードが登録者本人以外の者によって使用され、損害が生じた場合には、その責めは登録者本人に帰するものとする。
- (4) 利用者の過失による利用カードの再発行は、利用者の実費負担とする。

(貸出冊数及び期間)

第 14 条 図書等の貸出冊数は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

資料名	数量	期間	備考
図 書	1 回に 8 冊以内	15 日以内	
録音映像 (ビデオテープ、 DVD, CD)	1 回に 2 点以内	8 日以内	映像資料は著作権処理済みのもの
雑誌	1 回に 2 冊以内	15 日以内	新刊は不可
その他の資料	館長指定	館長指定	

(図書等の返却)

第 15 条 館長は、図書等を貸出期間内に返却しなかった者に対し、その状況により一定期間貸出を停止することができる。

2 図書等の貸出期限後、引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用の期間は、返却期日から 15 日間を限度とする。

(館外貸出の制限)

第 16 条 特に貴重な図書等、その他館長が特に指定した図書等は、館外貸出を行わないものとする。

第 3 節 団体貸出

(団体貸出の対象及び手続き)

第 17 条 館長は、図書館の目的を達成するため適当と認められた団体(市内の官公署、学校、事業所、社会教育関係団体等をいう。以下同じ。)に対して、図書等を貸し出すことができる。

2 前項の団体で図書等の貸出を受けようとする者は、あらかじめ団体利用申込書(様式第 3 号)を館長に提出して、利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(貸出冊数及び期間)

第 18 条 団体への貸出冊数は、1 件につき 500 冊以内とし、貸出期間は 1 ヶ月以内とする。なお、貸出冊数は児童、生徒、学生、その他所属する団体等の人数により、別表第 1 に掲げる区分のとおりとする。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

(準用規定)

第 19 条 団体貸出における利用カードの取り扱い、図書の貸出制限及び図書の返却については、第 13 条、第 15 条及び第 16 条の規定を準用する。

第 4 節 配送貸出

(貸出の手続き)

第 20 条 配送により図書等の貸出を受けようとする者は、次の各号に掲げる者で配送貸出登録をした者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者で障害 1 級から 4 級までの者とし、肢体不自由下肢障害者においては、1 級から 6 級までの者とする。ただし、配送による以外に図書館利用が困難と館長が認めた者。

(2) 前号に準じる者で配送による以外に図書館利用が困難と館長が認めた者。

2 配送により図書等の貸出を受けようとする者は、配送貸出申込書(様式第 4 号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 館長は、前項に定める申込書を審査し、適当と認めるときは利用カードを交付するものとする。ただし、必要に応じ、身体障害者手帳を確認するものとする。

(図書等の貸出冊数及び期間)

第 21 条 図書等の貸出は、貸出冊数を第 14 条第 1 項と同冊数(録音テープ図書にあっては図書 8 冊に相当する巻数)以内とし、貸出期間は 1 ヶ月以内とする。

第 5 節 図書館施設及び設備の利用

(利用の手続き)

第 22 条 条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、図書館施設及び次の設備を利用しようとする者は、あらかじめ図書館施設(設備)利用申請書(様式第 5 号)を館長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、図書館施設の個人利用に関しては、許可しないものとする。

2 前項の利用の申込開始は、利用日前 30 日とする。

3 館長は、第 1 項の申請書を審査し、適当と認めるときは、図書館施設(設備)利用許可書(様式第 6 号)を交付するものとする。

4 館長は、前項の許可書を交付する際に、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第 23 条 館長は、次の各号の 1 に該当すると認められるときは、図書館施設及び設備利用の承認をしないものとする。

- (1) 営利を目的とする利用であると認めるとき。
- (2) 特定の政党又は宗派の宣伝に利用されると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理及び運営上に支障があると認めるとき。

(利用の制限)

第 24 条 館長は、次の各号の 1 に該当すると認められるときは、利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用目的が承認時と異なったとき。
- (3) 風紀を害し秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 災害その他の事故により図書館施設及び設備が使用不可になったとき。
- (5) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為をしたとき。
- (6) 館長が図書館運営上特に必要と認めるとき。

(利用時間)

第 25 条 図書館施設及び設備の利用時間は、図書館の開館時間内の午前 10 時から午後 5 時以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 26 条 条例第 9 条の規定に基づき、使用料の減免の範囲及び減免の割合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市が使用するとき 免除
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する市内の学校が使用するとき 免除
- (3) 社会教育法第 10 条に規定する市内の社会教育関係団体が使用するとき 免除
- (4) 官公署又は市内に事務所を有する公共団体が使用するとき 1/2
- (5) 市内に住所を有する個人、団体が使用するとき 1/2
- (6) その他特に館長が必要と認めるとき 割合

- 2 前項において使用料の減免を受けようとする者は、図書館使用料減免申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

(複写の許可及び費用)

第27条 図書館資料を複写しようとする者は、複写申込書(様式第8号)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けた者は、当該複写に要する費用を別表第4に掲げる区分により負担しなければならない。

第4章 図書館資料の寄贈及び寄託

(寄贈又は寄託)

第28条 図書館は、図書資料の寄贈又は寄託を受けたときは、他の図書館資料と同様の取り扱いにより、一般の利用に供することができる。

- 2 図書館は、寄託された図書館資料をやむを得ない事由により滅失若しくは紛失し、汚損し、又は破損したときは、その責めを負わない。

(寄贈及び寄託の手続き)

第29条 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、図書館資料寄贈(寄託)申込書(様式第9号)を提出し、館長の承認を得て、現品を提供するものとする。

- 2 図書館は、受贈又は受託した図書館資料について図書館資料受贈(受託)証(様式第10号)を発行するものとする。
- 3 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、館長が適当と認めるときは、その経費の一部又は全部を市が負担する。

第5章 雑則

(報告)

第30条 館長は、各月の事業計画及びその実績報告を教育長に提出しなければならない。

(事務の処理等)

第31条 図書館における事務の処理、職員の服務等については、教育委員会事務局の取り扱いの例による。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

潮来市立図書館 図書館グループ

- (1) 予算、経理及び物品管理に関すること。
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 図書館資料の選定及び購入に関すること。
- (4) 図書館資料の貸出及び利用統計に関すること。
- (5) 図書館資料の整理、保存及び除籍に関すること。
- (6) 図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (7) 図書館協議会に関すること。
- (8) 施設の貸出及び利用統計に関すること。
- (9) 図書館事業の広報宣伝に関すること。

- (10) 学校, 公民館その他の関連機関との連絡調整に関する事。
- (11) 視聴覚ライブラリーに関する事。
- (12) 図書館運営の調査研究, 企画及び統計に関する事。
- (13) 図書館業務システムの管理に関する事。
- (14) 文書の収受, 発送及び管理に関する事。
- (15) 職員の服務及び研修に関する事。
- (16) その他図書館の目的達成に関する事。

別表第 2(第 3 条関係)

職	職務	職員の種類
事務局 長	館長の補佐, 事務の掌握及び職員の指揮	事務職員
係 長	グループの事務処理	
主 幹	重要な一般事務	
主 事	一般事務	
主事補	定型的な一般事務	
司 書	図書館の専門的事務	専門的職員
司書補	図書館の専門的事務の補助	

別表第 3(第 18 条関係)

登録人数	貸出冊数
0~100	100
101~150	150
151~200	200
201~250	250
251~300	300
301~350	350
351~400	400
401~450	450
451~500	500

別表第 4(第 27 条関係)

複写の種類	費用(1 枚当たり)
単色黒刷	A3 サイズまで 30 円
フルカラー刷	A3 サイズまで 100 円

潮来市立図書館協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日
教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、潮来市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 46 号)第 5 条の規定により設置された潮来市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、潮来市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、図書館の運営に関し必要な調査及び審議を行い、図書館奉仕について館長に対して意見を述べるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 協議会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、潮来市立図書館において行う。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

潮来市立図書館名誉館長規程

平成 18 年 3 月 24 日
教委訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、潮来市教育行政に豊かな経験と、高度な見識を有する人材を活用し、市民の多様な要求に応えるため、図書館体制の充実を図り、もって市民教育と文化の向上に資することを目的とする。

(名誉館長)

第 2 条 図書館に、名誉館長を置くことができる。

(任務)

第 3 条 名誉館長は、図書館体制の充実について必要があるときは、館長及び事務局長に助言を行うものとする。

(任期)

第 4 条 名誉館長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱)

第 5 条 名誉館長は、教育長が委嘱する。

(服務)

第 6 条 名誉館長は、非常勤とする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

潮来市立図書館資料収集方針

<目 次>

- ・ 目的（第1条）
- ・ 基本方針（第2条）
- ・ 収集資料の種類（第3条）
- ・ 資料収集の範囲（第4条）
- ・ 資料別収集方針（第5条）
- ・ 収集から除外する資料（第6条）
- ・ 資料収集の選択（第7条）
- ・ 収集の方針（第8条）

（目的）

第1条 この方針は、潮来市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 公立図書館は、住民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。利用者の要求及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮して、利用者の学習、文化、教養、調査研究、実用及びレクリエーション等に資する資料を幅広く収集するものとする。

2 資料の収集にあたっては、著者の思想的立場、人種、国籍及び言語等を理由としてその資料を排除することなく公平で自由な幅広い視野をもって行うものとする。

（収集資料の種類）

第3条 収集する資料の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 官公庁出版物
- (4) 地域資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障害者サービス資料
- (7) その他

（資料収集の範囲）

第4条 収集する資料の範囲は、全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集するものとする。

2 収集する資料は、原則として国内で発行及び制作されている資料とする。ただし、必要に応じて、国外で発行及び制作されている資料も収集するものとする。

(資料別収集方針)

第5条 資料の種類別収集方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書

- ① 一般図書は、利用者の学習、教養、実用及びレクリエーション等に資するため、基本的、入門的な図書の他、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集するものとする。
- ② 参考図書は、利用者の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌及び地図等幅広く収集するものとする。
- ③ 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料及び調査研究のための資料を幅広く収集するものとする。

(2) 逐次刊行物

- ① 新聞は、主要全国紙を中心に、専門紙、スポーツ紙を収集するものとする。
- ② 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集するものとする。
- ③ 年鑑、年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集するものとする。

(3) 官公庁出版物

- ① 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集するものとする。
- ② 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集するものとする。

(4) 地域資料

- ① 潮来市を中心に、関連性の深い周辺地域一帯を含めた地域の歴史、地誌、民俗、芸術、文化及び産業等を記録した資料を収集するものとする。
- ② 潮来市、茨城県及び県内市町村等の作成及び発行する行政資料も収集する。

(5) 視聴覚資料

学習、教養及び実用等に資するため、録音資料としてコンパクトディスク、映像資料としてビデオテープ、DVD等を収集するものとする。

(6) 障害者サービス資料

図書館利用に障害のある人たちへのサービスのため、録音図書、大活字本及び点字資料等を収集するものとする。

(7) その他

マイクロフィルム及び電子出版資料等は、必要に応じて収集するものとする。

(収集から除外する資料)

第6条 資料収集から除外する資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人を中傷し、またはプライバシーを侵害する内容の出版物。
- (2) 内容が劣悪で、青少年に有害と見なされる出版物。
- (3) 公序良俗に反し、或いは犯罪を助長する出版物。
- (4) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集。

(収集資料の選択)

第7条 収集資料の選択は、市が決定するものとする。

(収集の方針)

第8条 資料の収集方法は、購入のみならず、寄贈、寄託又は交換等の手段を十分に活用する。

附則

この方針は、平成18年4月1日から施行する。

潮来市立図書館ボランティア要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示第132号)に準拠し、ボランティアの参加促進を図るため、潮来市立図書館ボランティア(以下「ボランティア」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(ボランティアの資格)

第2条 ボランティアの資格は、中学生以上及び成人とする。

(ボランティアの活動及び報酬)

第3条 ボランティアの活動は、次の表のとおりとし、図書館利用者のプライバシー保護のため、コンピュータを直接操作する作業は行わないものとする。

活動分野	活動内容
(1) 資料配架	図書館資料の配架、配列の整頓等
(2) 資料整理	受贈資料等の整理
(3) 環境美化	館内外の美化
(4) 資料装備	図書の装備及び修理等
(5) 特技をいかしたもの	ビデオ編集、朗読、映画鑑賞会等のイベント等

2 ボランティアの活動は、全て無償で行うものとする。

(ボランティアの活動日)

第4条 ボランティアの活動日は、職員の勤務時間内において、登録者の都合に応じた日、時間に活動するものとする。

ただし、業務の繁閑に応じて、館長は活動日の調整を行うことができる。

(登録の手続)

第5条 ボランティアに登録を希望する者は、潮来市立図書館ボランティア登録申請書(様式第1号)を潮来市立図書館長(以下「館長」という。)に提出するものとする。

ただし、申請にあたって、18歳未満の者は保護者の同意を必要とするものとする。

(登録証の交付)

第6条 館長は登録を許可した者に対して、潮来市立図書館ボランティア証(様式第2号)を交付するものとする。

(登録の期間)

第7条 ボランティアの登録期間は、登録が決定した日の属する月の翌月の1日からその年度末とする。

(登録の抹消)

第8条 登録者が潮来市立図書館管理運営規則第12条により、図書館利用の制限を受けるに至った場合、または活動・行為に不適切な内容が認められた場合は、館長は登録の抹消ができるものとする。

(登録者の研修)

第9条 登録者は、活動を開始するにあたり、館長が設けた潮来市立図書館ボランティア研修(別表1)を受講しなければならない。

ただし、図書館における一定期間の業務経験者、司書、司書補及び司書教諭の有資格者、大学、大学院において、図書館学または図書館情報学を専攻した者については、研修科目の一部を免除するものとし、また第2条中、中学生・高校生についても、同様に免除するものとする。

(守秘義務)

第10条 登録ボランティアは、活動中に知り得た図書館利用者のプライバシーに関する情報を漏らしてはならない。ボランティアを退いた後もまた同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表1

潮来市立図書館ボランティア研修カリキュラム

科 目	受講時間
図書館概論	0.5 時間
日本十進分類法	0.5 時間
配架概要	0.5 時間
OPAC 利用法	0.5 時間

図書館法

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

1 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

3 3年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第7条 削除

(協力の依頼)

- 第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

- 第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

- 第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条 削除

第12条 削除

(職員)

- 第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

- 第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

- 第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

- 第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

- 第18条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第19条 削除

(図書館の補助)

- 第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条 削除

第22条 削除

- 第23条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

立図書館司書検定試験規程(昭和 11 年文部省令第 18 号)は、廃止する。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第 17 条の規定は、昭和 26 年4月1日から施行する。
- 2 図書館令(昭和8年勅令第 175 号)、公立図書館職員令(昭和8年勅令第 176 号)及び公

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

1 総則

(1) 趣旨

- ① この基準は、図書館法(昭和25年法律第118号)第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置(適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。)に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命

を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携(複数の市町村による共同事業を含む。)のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の

調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流(複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。)に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努め

るものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

- ① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。
- ④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供を行うこと。

イ 情報サービスに関する援助を行うこと。

ウ 図書館の資料を保存すること。

エ 図書館運営の相談に応じること。

オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通の確保に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

- ① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。
- ② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する3の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資
するための、郷土資料その他の特定分野
に関する資料の目録、索引等の作成、編
集及び配布

(7)職員

都道府県立図書館は、3の(9)により準用す
る2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から
(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保す
るよう努めるものとする。

(8)施設・設備

都道府県立図書館は、3の(9)により準用す
る2の(11)に定める施設・設備のほか、次に
掲げる機能に必要な施設・設備を備えるもの
とする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保
存等

(9)準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)まで
の基準は、都道府県立図書館に準用する。

